

令和5年度
保育施設利用のご案内
(令和5年4月～令和6年1月入所分)

令和4年10月発行



お問い合わせ先

目黒区 子育て支援部 保育課 保育施設利用係
〒153-8573
目黒区上目黒2丁目19番15号(目黒区総合庁舎本館2階)
TEL.03-5722-9868~9 (直通)

目次

はじめに.....	1
お申込みについて.....	3
1 お申込みから入所までの流れ.....	3
2 年間スケジュール.....	5
3 お申込みに必要な書類.....	6
4 お申込み方法.....	15
5 育児休業中のお申込み.....	16
6 区外からのお申込み.....	18
7 転所（転園）のお申込み.....	20
8 延長保育のお申込み.....	21
9 令和5年4月入所について.....	22
10 特別な支援を要するお子様のお申込み.....	25
11 お申込みの取下げ.....	25
利用調整について.....	27
1 利用調整とは.....	27
2 利用調整基準指数等.....	29
3 延長保育利用調整基準指数等.....	34
4 結果通知.....	35
5 内定辞退.....	35
施設一覧.....	36
1 公立認可保育園.....	36
2 私立認可保育園.....	46
3 小規模保育施設（地域型保育事業）.....	50
4 事業所内保育施設（地域型保育事業）.....	52
5 家庭福祉員（保育ママ）.....	54
6 幼稚園型認定こども園.....	56
保育料（利用者負担額）.....	59
1 幼児教育・保育の無償化.....	59
2 保育料の算定.....	59
3 令和5年度保育料（利用者負担額）階層表.....	62
4 納付.....	63
5 保育園の運営にかかる経費と保育料について.....	64
よくあるご質問.....	65
その他の保育施設等.....	67
1 区内定期利用保育事業.....	67
2 東京都認証保育所.....	69
お問い合わせ先一覧.....	70

はじめに

本誌には、保育施設のお申込みに関する手続きについて、重要なことや注意していただきたいことを数多く掲載しています。必ずお読みいただき、内容をご理解いただいた上で保育施設利用のお申込みを行ってください。また、内容が多岐に渡りますので、目次をご活用ください。

保育施設利用のお申込みができるのは、保護者のいずれもがお仕事により保育ができない等の「保育を必要とする事由」によって、お子様の保育を必要とする状態にあるご家庭のみとなりますので、お子様に集団保育を経験させたいという理由だけではお申込みいただけません。

また、目黒区保育課で利用調整を行う保育施設と、東京都認証保育所及び幼稚園の二重在籍はいかなる理由があってもできません。

目黒区保育課の窓口で申込みを受け付け、利用調整を行う保育施設は、次のとおりです。

- 1、家庭福祉員（保育ママ） ⇒54ページ
家庭的な雰囲気の中で、お預かりします。
生後6か月から2歳児クラスまでの児童が対象です。
- 2、事業所内保育施設（地域型保育事業） ⇒52ページ
企業が設けた施設の地域開放枠です。
地域枠の0歳児クラスから2歳児クラスまでの児童が対象です。
- 3、小規模保育施設（地域型保育事業） ⇒50ページ
100㎡程度の小さな保育施設です。
0歳児クラスから2歳児クラスまでの児童が対象です。
- 4、認可保育園 ⇒36ページ
公立と私立があり、国の定める基準を満たす保育施設です。
0歳児クラスから就学前までの児童が対象です。
- 5、幼稚園型認定こども園 ⇒56ページ
幼稚園に保育園の機能を併せ持たせた施設です。
3歳児クラスから就学前までの児童が対象です。

各施設の詳細は36ページ「施設一覧」をご参照ください。

その他の認可外保育施設等は、目黒区保育課ではお申込みの受付や利用調整の実施はしていないため、目黒区保育課を通さずに直接各施設にお申込みください。67ページ「その他の保育施設等」に情報を掲載しています。

【令和5年度クラス年齢早見表】

クラス年齢	生年月日
5歳児	平成29年(2017年)4月2日~平成30年(2018年)4月1日
4歳児	平成30年(2018年)4月2日~平成31年(2019年)4月1日
3歳児	平成31年(2019年)4月2日~令和 2年(2020年)4月1日
2歳児	令和 2年(2020年)4月2日~令和 3年(2021年)4月1日
1歳児	令和 3年(2021年)4月2日~令和 4年(2022年)4月1日
0歳児	令和4年(2022年)4月2日~

※保育施設のクラスは、4月1日の満年齢で決まります。

※年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

お申込みについて

従来の説明会に代わり動画でのご案内をしています。



(保育施設利用申込案内動画)

1 お申込みから入所までの流れ

教育・保育給付認定申請

○申請内容を審査後、「支給認定証」を交付します。

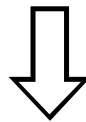


利用申込み

○2月、3月入所分の利用調整はありません。

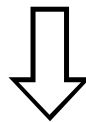
※FAX、電子メール等による受付は行っておりません。

※郵送の際は、各締切日が前倒しになります。保育所入所申込郵送受付チェックシート兼同意書とともにお送りください。



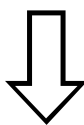
調査

- 提出書類の内容を確認し、不明な点について調査を行います。
- 必要に応じて、担当者が自宅や勤務先等へ電話や訪問等による実態調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 証明書類や申告書等、お申込み内容に虚偽があった場合は利用調整の対象となりません。



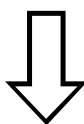
利用調整

- 定員に空きがある場合に利用調整を行います。
- 保育の必要性を「利用調整基準指数」に基づき指数化します。指数の高い方から順に保育施設利用内定となります(先着順、抽選ではありません)。



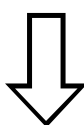
内定

- 結果通知はご自宅に郵送します。
- 認可保育園に内定した場合、対象者に保育料（利用者負担額）の口座振替依頼書を同封します。金融機関の窓口でお早めにお手続きをお願いします。保育料（利用者負担額）決定通知は入所後に発送します。
- 内定した保育施設から面談と健康診断の日程をお知らせします。



面談・健康診断

- 内定した保育施設等で面談と健康診断を行います（面談時に支給認定証の提示が必要です）。
- 入所日までに面談と健康診断が終了していない場合、保育施設に通所できません。
- 面談と健康診断の結果により、集団保育が困難であると判断されたときは、入所できない場合があります。



入所

- 面談と健康診断の結果、集団保育が可能と判断されたときに、利用が認められます（面談の時に支給認定証の提示が必要です）。
- 入所は原則毎月1日からとなり、月途中からの入所はできません。
- 入所してしばらくの間は、お子様が少しずつ保育施設での生活に慣れていくための「慣れ保育」にご協力ください（慣れ保育の期間はお子様の状況によって異なります）。
- 入所月に1日も利用しない場合は、入所後であっても退所となります（保育料についても、月額料金を徴収します）。

2 年間スケジュール

入所希望月	窓口受付締切日	結果発表日（予定）
4月入所 【1次利用調整】	12月9日（金）	2月10日（金）
4月入所 【2次利用調整】	2月17日（金）	3月7日（火）
5月入所	4月7日（金）	4月21日（金）
6月入所	5月9日（火）	5月22日（月）
7月入所	6月9日（金）	6月22日（木）
8月入所	7月7日（金）	7月21日（金）
9月入所	8月9日（水）	8月23日（水）
10月入所	9月8日（金）	9月22日（金）
11月入所	10月6日（金）	10月20日（金）
12月入所	11月9日（木）	11月22日（水）
令和6年1月入所	12月8日（金）	12月21日（木）

※2月・3月入所はありません。

※郵送受付の締切日は下記のとおりです。

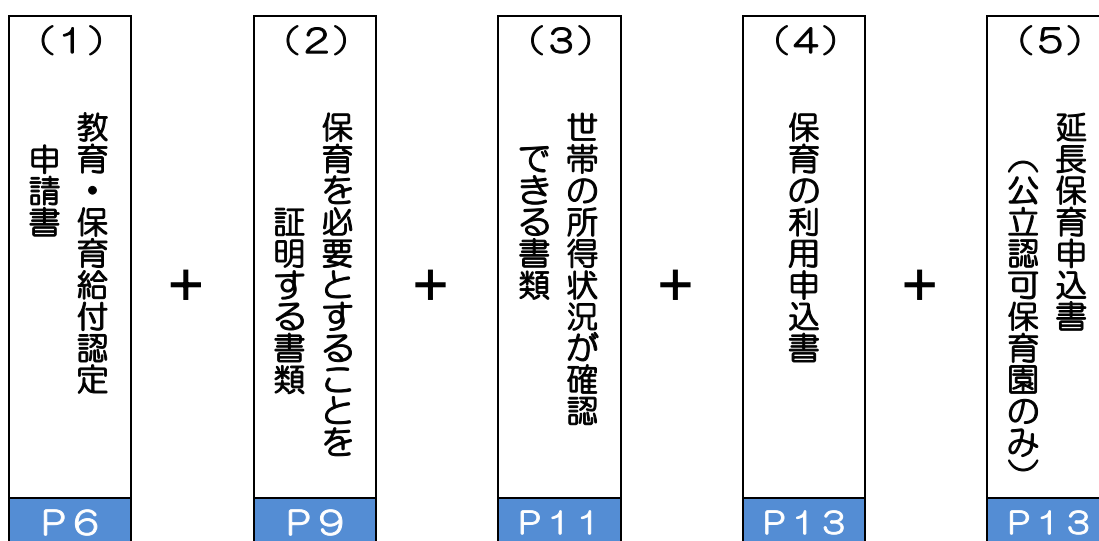
- 4月入所（1次利用調整）11月30日（水）必着
- 4月入所（2次利用調整）2月14日（火）必着
- それ以外の各月は窓口受付締切日の3開庁日前必着

3 お申込みに必要な書類

必要書類は保育課の窓口にご用意しております。また、目黒区のホームページからもダウンロードが可能です。（トップページ⇒区政情報⇒オンラインサービス⇒申請書ダウンロード⇒子育て・保育に関する申請書⇒保育に関する申請書）



(保育に関する申請書)



(1) 教育・保育給付認定申請書

①教育・保育給付認定

保育施設への入所を希望する場合、「教育・保育給付認定」(以下、「認定」といいます。)を受ける必要があります。このため、保育の利用申込みと同時に認定の申請を行う必要があります。認定後、支給認定証を郵送致します。発行された支給認定証は保育施設に関する手続き等で必要になりますので、大切に保管してください。

②認定期間

認定期間は原則申請日からとなり、遡って認定を受ける事はできません。なお、認定の有効期間が切れる前に再度認定の申請が必要です。

また、求職要件で入所した場合、在園できるのは2か月が限度です(2か月を経過してもなお求職中の場合は、退所となります)。就労を開始する等、認定の要件を変更していただく必要があります。

保育を必要とする事由	認定有効期間
仕事をしている（週3日かつ一日4時間以上）	事由がなくなるまで
疾病・心身に障害がある	事由がなくなるまで
虐待やDVのおそれがあり社会的擁護が必要である	事由がなくなるまで
出産をする	出産予定月をはさむ前後2か月（5か月以内）
親族の介護・看護をしている	事由がなくなるまで
日中に求職活動をしている（起業準備含む）	2か月以内
災害に遭い、復旧にあたっている	復旧終了まで
就学している（基本指数の細目に定める学校に限る）	保護者が卒業するまで

③認定区分

対象児童の年齢により、2号認定（3～5歳児）と3号認定（0～2歳児）の2つに区分されます。

さらに、保育の必要量（父母の勤務先からの移動時間も含む）により「保育標準時間」（11時間までの保育利用時間）と「保育短時間」（8時間までの保育利用時間）に分かれます。認定区分によりお申込みできる保育施設が異なりますのでご注意ください。

私立認可保育園・小規模保育施設・事業所内保育施設の保育短時間の利用時間は各施設にお問い合わせください。

	認可保育園	小規模保育施設	事業所内保育施設 (地域枠)	家庭福祉員	認定こども園	
					中時間利用	長時間利用
保育標準時間	○	○※	○	×	×	○
保育短時間	○	○	○	○	○	×

※小規模保育施設の内「コピースマイルキッズかみめぐる」は、保育短時間の方のみお申込みが可能です。

④個人番号（マイナンバー）

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、「教育・保育給付認定申請書」に個人番号（マイナンバー）の記載が必要になりました。

「教育・保育給付認定申請書」をご提出の際は、個人番号を記載していただくとともに、「個人番号確認」と「身元確認」が必要となります。次頁の表のとおり、本人確認書類をご持参ください。代理で申請される場合は、代理権の確認書類（委任状等）及び代理人の身元確認書類が必要です。

本人 確 認 書 類	【1点のみで本人確認（個人番号確認・身元確認）が可能な書類】	
	個人番号カード	
	【2点以上で本人確認（個人番号確認・身元確認）が可能な書類】 個人番号カードをお持ちでない方は、通知カード等の個人番号がわかる書類と運転免許証等の身元確認がわかる書類をお持ちください。 ※身元確認の際、顔写真付身分証明書は1点、顔写真なし身分証明書は2点の提示が必要です。	
	個人番号確認書類	身元確認書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書 	【顔写真付身分証明書（以下の書類から1点）】 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等 【顔写真なし身分証明書（以下の書類から2点）】 <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険の被保険者証<small style="color: red;">(記号番号とQRにマスクングが必要)</small> ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

⑤認定内容の変更

認定内容（保育を必要とする事由、保育の必要量、有効期間、氏名等）に変更が生じる場合、認定の変更手続きが必要です。変更後の状況が確認できる書類と併せて教育・保育給付認定申請書をご提出ください。

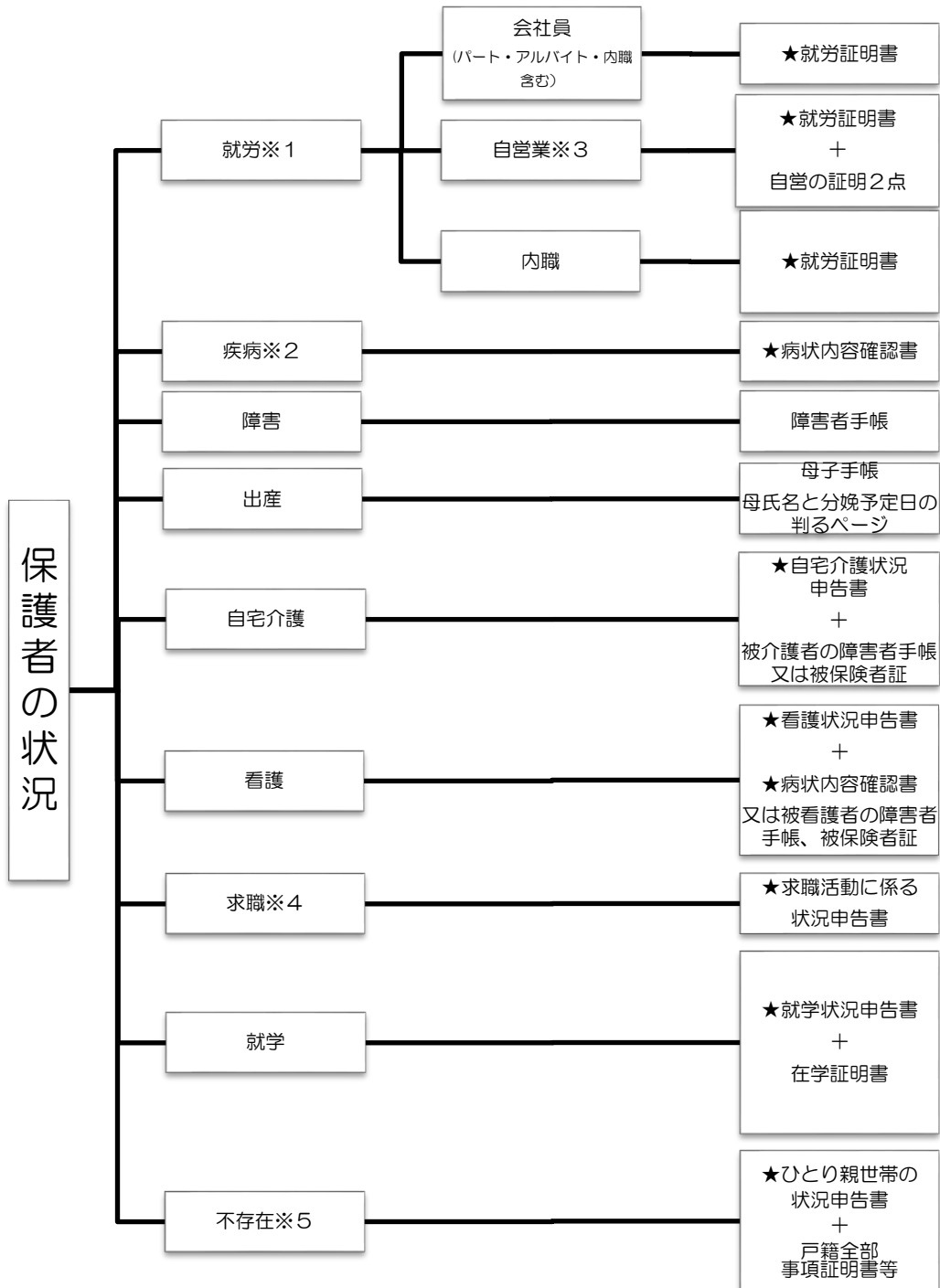
ただし、既に3号認定を受けているお子さまが満3歳になり、3号認定から2号認定に変更となる場合、認定内容の変更申請は不要です。

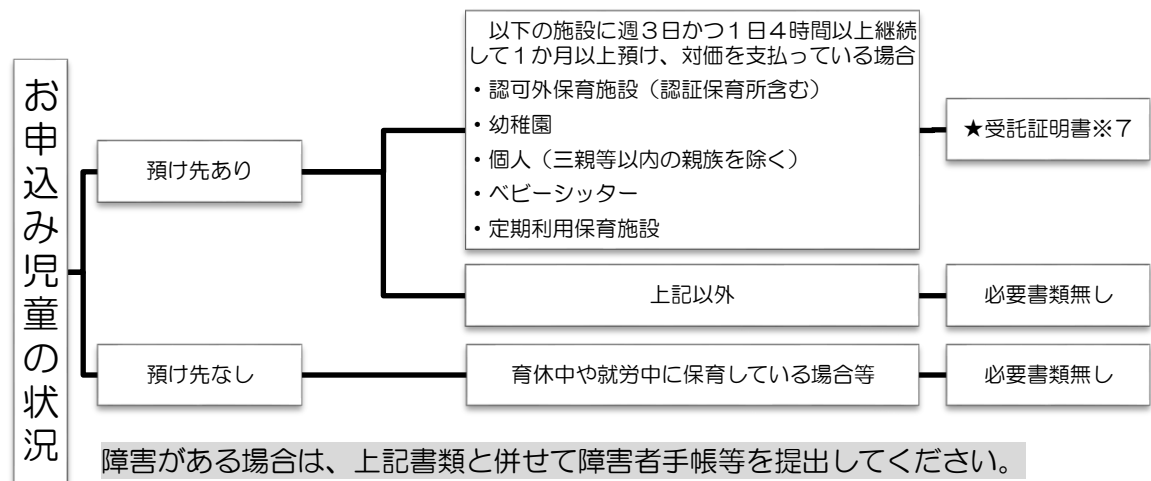
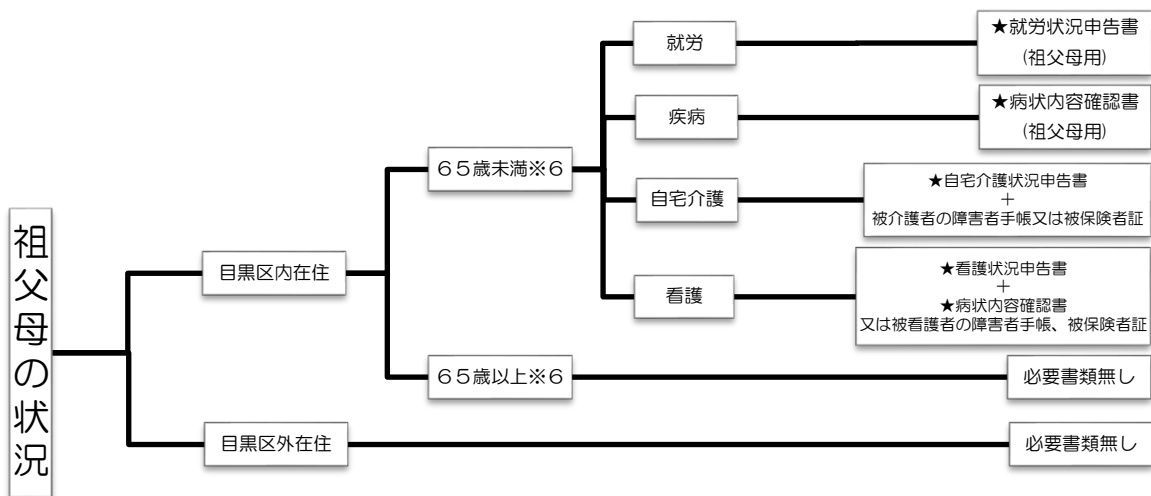
【認定内容の変更申請手続きが必要となる例】

- ア 就労要件で認定されたが、退職したので求職要件に変更する。
- イ 求職要件で認定されたが、就労を開始したので就労要件に変更する。
- ウ 保育短時間の認定だったが、8時間を超える保育が必要になったため、保育標準時間に変更する。
- エ 求職要件で認定されたが、2か月間の有効期間が終了するため、再度求職要件で申請する（在園児は2か月が限度）。

(2) 保育を必要とすることを証明する書類

各家庭の状況に応じて必要書類が異なります。以下のフローチャートを参考に、書類を揃えてご提出ください。**★がついているものは目黒区指定の様式での提出となります。**なお、父母それぞれの書類が必要です。





- ※1 令和6年4月1日以降は、週3日かつ1日4時間未満の就労は求職とみなされます。
- ※2 会社員の方で病気休職を取得している場合は、病状内容確認書に合わせて就労証明書の提出が必要です。

※3 自営業

- ・経営者をご自身でなく、配偶者の場合も自営業の取扱いとなります。
- ・自営業の方は就労証明書の他に以下の2点（表中①②）の書類の提出が必要です。

	経営者	明記されている事が必要な項目	提出書類	
①自営の内容が確認できる書類	本人	会社名+本人名+所在地	下記のいずれか ・法人登記簿謄本 ・開業届 ・営業許可証 ・ホームページ ・パンフレット ・チラシ	
	配偶者	会社名+配偶者の氏名+所在地		
②直近の就労状況が確認できる書類	本人	会社名+本人名	下記のいずれか ・給与明細書 ・請負契約書 ・預金通帳	(いずれも直近1か月分)
	配偶者	会社名+本人名	下記のいずれか ・給与明細書 ・預金通帳	

※4 求職

・求職中の方の認定期間は2か月間が限度となるため、2か月に一度、教育・保育給付認定申請書と求職活動に係る状況申告書をご提出ください(在園児は2か月が限度)。

※5 不存在

・ひとり親世帯の要件と必要書類は下表の通りです。また、離婚調停中である事を証明する書類は、裁判所が発行するものが必要となります(弁護士による協議書等は不可)。

要件	父母の住所	必要書類	
死別	-	戸籍全部事項証明書	+ ひとり親世帯の状況申告書
未婚	別居 (住民登録上も別住所)		
離婚		事件係属証明書等	
離婚調停中	-	行方不明者届受理証明書等	
行方不明	-	拘禁証明書等	
拘禁	-		

※6 65歳未満(以上)

・65歳の基準日は入所月の1日です。

※7 受託証明書

・個人等にお預けの場合、受託期間中の保育料領収書の写しも併せてご提出ください。

(3) 世帯の所得状況が確認できる書類

令和4年9月～令和5年8月入所については令和4年度住民税情報(区市町村民税所得割額)が、令和5年9月～令和6年8月入所については令和5年度住民税情報が必要となるため、下記の通り必要書類をご提出ください。

① 目黒区で住民税の課税(非課税)決定がされている方

各年1月1日時点で目黒区に住民登録があり、目黒区で住民税の状況が確認できる場合、書類の提出は不要です。未申告の場合は、税務課にて住民税申告(決定)手続きを行ってください。

②他の自治体で住民税の課税(非課税)決定がされている方

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第8号の規定に基づく情報照会の本格運用が開始されたことに伴い、認定の手続きにおいて個人番号を利用して住民税課税自治体に情報照会を行うことにより、住民税情報の確認ができるようになりました。そのため「住民税課税(非課税)証明書」の提出が不要となります。ただし、次頁の表に該当する方は情報照会による住民税情報の確認ができません。

住民税が未申告の方	住民税課税自治体に申告を行い、目黒区保育課にご連絡ください。 ※未申告等の場合は選考対象外、又は利用調整上不利になります。
個人番号が確認できない方	個人番号が確認できる書類をご用意の上、目黒区保育課にご連絡ください。
区外からお申し込みの方	「住民税課税（非課税）証明書」等の世帯の所得状況が確認できる書類をご提出ください。
出産予定のお申し込みの方	
その他、特別な事情により情報照会ができない方	
被扶養者の方	情報照会ができない場合は、「住民税課税（非課税）証明書」等を提出ください。

③海外に居住していた等、国内で住民税の課税権がなかった方

給与証明や源泉徴収票等 1 年間の収入が確認できる書類をご提出ください。

	令和4年9月利用調整～ 令和5年8月利用調整	令和5年9月利用調整～ 令和6年8月利用調整
住民税の課税証明 (課税自治体)	令和4年度 (令和4(2022)年1月1日の住所地)	令和5年度 (令和5(2023)年1月1日の住所地)
給与証明、源泉 徴収票等	令和3(2021)年1月分～ 令和3(2021)年12月分	令和4(2022)年1月分～ 令和4(2022)年12月分

※2年連続非課税世帯

保育施設のお申し込みをされる際に、当該年度の住民税が非課税世帯かつ前年度の住民税も非課税世帯の場合は、利用調整で調整番号3「低所得」の加点がつきます。該当する場合は、前年度の非課税証明書（海外に居住していた等の場合は前々年中の収入が確認できる給与証明や収入申告書等）も併せてご提出ください。

ただし、当該年及び前年の1月1日時点で目黒区に住民登録があり、非課税の決定がされている世帯は提出不要です。未申告の場合は税務課で申告（決定）を行ってください。

(4) 保育の利用申込書

入所を希望する保育園や家庭状況、児童状況等をご記入ください。希望園は10園までご記入いただけます。入所月1日時点で入所可能月齢に達していない施設へのお申込みについては、入所可能月齢に達した時点で対象になります。

(5) 延長保育申込書（公立認可保育園用）

延長保育の利用を希望する方のみご提出ください。延長保育の利用を希望しない場合や入所を希望する園に公立認可保育園がない場合、提出は不要です。

両親分の「保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）」の提出が必要ですが、保育の利用申込みと併せてお申込みする場合、延長保育のお申込み用に別途ご用意いただく必要はありません。

既に公立認可保育園に在園している方で、お子様のお迎えをベビーシッター等に委託している場合、委託していることを証明する書類(契約書等)もご提出ください。

※詳細は21ページ「8 延長保育のお申込み」をご参照ください。

(6) お申込み内容の変更に必要な書類

お申込み有効期間内に、既に提出されている書類の状況（育児休業期間や就労状況、疾病・障害、介護・看護の状況、児童の保育状況等）に変更があった場合、状況が確認できる書類を各月の締切日まで（必着、郵送可）にご提出ください。お申込み内容と入所時の状況が異なった場合、入所内定が取消となります。

【例】

変更事由	必要書類
希望園の変更	保育の利用申込変更届
保育を必要とする状況に変更	変更後の状況が確認できる書類（就労証明書等）
お子様の保育状況に変更	受託証明書

※ 育児休業延長を希望する際の取り扱いから通常の手続きに変更する場合の必要書類は、17ページをご確認ください。

(7) 注意事項

① 締切日

必要書類は全て揃えて漏れなく記入し、締切日までに余裕をもってお申込みください。ご提出いただいた書類に不備がある場合、お申込みをお受けできません。締切日までに書類の提出がない場合や書類の内容に不備がある場合、利用調整で不利になるか選考対象外になります。また、お申込み締切日の翌日以降に提出された書類は、次回の利用調整から反映されます。各月の締切日については5ページ「2 年間スケジュール」をご参照ください。

② 各種証明書類

証明書類は原本をご提出ください。

また、証明書類は証明日が提出月当月、前月又は前々月のものが有効です。証明日の記載がないものや、前々月より前のものは無効ですのでご注意ください。

就労先やお子様のお預け先等が複数ある場合、それぞれ証明書類を提出してください。「就労証明書」や「受託証明書」等の証明書類の記載内容等に整合性がない場合や不明な点がある場合、事業主やお子様の受託先に事実確認を行います。虚偽の証明や申告は無効となります。

③ 書類の返却について

一度提出された書類は返却できません。必要な方はあらかじめ写しをお取りください。

4 お申し込み方法

(1) お申し込み先

①受付場所

目黒区総合庁舎本館2階 保育課保育施設利用係

②受付日時

月曜日から金曜日（祝日を除く）

8：30～17：00

※FAX、電子メール等による受付は行っておりません。

※郵送の際は、各締切日が前倒しになります。保育所入所申込郵送受付チェックシート兼同意書とともに送ってください。

※お申し込み締切日間際は窓口が大変混み合いますので、待ち時間が長くなる場合があります。お早めのご来庁を推奨しております。

(2) 有効期間

入所できなかった場合、お申し込みの有効期間は申込書を提出した月から1年間です。有効期間中、希望施設に空きが出た場合は利用調整の対象となります（内定した時点で申込書の有効期間は終了します）。

有効期間内に申込書や提出している書類の状況に変更があった場合は、変更後の状況が確認できる書類をご提出ください。ご提出がないと利用調整には反映されません。

有効期間内に入所が決まらず、継続して入所を希望する場合は、再度お申し込み手続きが必要です。

【例】

申込書を提出した月	お申し込み有効期間	次回お申し込み提出期限
令和4年10月	令和5年10月 利用調整まで有効	令和5年10月6日（金）
令和5年3月	令和6年1月 利用調整まで有効	令和5年12月頃（未定） 令和6年度「保育施設利用の ご案内」をご確認ください

5 育児休業中のお申込み

(1) 原則

ご家庭でお子様の保育ができる状況にあることから、お申込みのお子様だけでなく兄弟姉妹の育児休業中であっても、利用調整の対象とはなりません。利用調整の対象となるのは、原則、復職日の属する月からです。

※ただし、復職日が1日の場合、復職日の属する月の前月から利用調整の対象となります。

【例】復職日が5月15日の場合、「5月入所」からお申込みが可能です。

※復職日が6月1日の場合の場合は復職日の前月（5月）の利用調整から対象となります。

(2) 例外

育児休業を短縮して入所月の翌月1日までに復職できる場合は、入所のお申込みが可能です。その場合、「就労証明書」の「入所が内定した場合の育児休業の短縮可否」項目にて勤務先が「可」と選択している必要があります。併せて、裏面の「育児休業短縮についての同意」という項目には、育児休業を取得する方自身の署名が必要です。

出産休暇又は育児休業中の場合の基本指数（育児を理由とした就学中の休学も含む）は、復職日時点の状況で認定するため、出産休暇又は育児休業を取得した勤務先に出産休暇又は育児休業を取得する前と同じ就労形態で復職することを前提とします。

よって、保育施設に入所した月の翌月1日までに復職せず育児休業を延長した場合又は同じ勤務先及び同じ就労形態で復職せず退職や転職（部署や派遣先の変更は除く）をした場合、内定が取消となります。また入所後であっても退所となりますのでご注意ください。入所後、育児休業から復職した際は「復職証明書」の提出が必要です。

また、お申込期間中に育児休業期間を短縮して復職された場合又は育児休業期間を延長された場合、正しい期間が記載された「就労証明書」を再提出してください。

(3) 育児休業中の就労

育児休業給付金制度では、育児休業中においても月80時間を超えない範囲で就労することが認められています。しかし、主たる就労先で育児休業を取得している場合は、育児休業中とみなして指数を判断します。

(4) 入所申込時点で育児休業の延長を希望する場合

(令和5年4月入所利用調整より適用)
保育の利用申込書の2ページ 家庭状況書にある育児休業の「□育児休業から復職する意思がなく、育児休業を延長したい」にチェックをつけ
(①)、かつ「育児休業延長に関する確認書(別紙)」(②)の提出があった場合のみ調整指数13を適用し、著しく指数を下げて利用調整を行います。(上記①②がそろっていない場合、通常の選考となります。)

上記の取り扱いを希望する方は、以下の内容をご確認ください。

- 「就労証明書」に育児休業取得期間が記載されており、締切日現在、育児休業を取得中の方のみの取り扱いとなります。
- 申請にあたっては「育児休業延長に関する確認書(別紙)」のほかに6～14ページに記載のお申込み書類一式の提出が必要です。
- 必ず入所保留となることを約束するものではないため、保育園の空き状況や申込状況により内定となる場合があります。
- 育児休業給付金については勤務先やハローワークにお問い合わせください。
- 上記取り扱いを希望し入所申込をしたが、通常の選考に変更を希望する場合は「保育の利用申込変更届」を各月の締切日までに提出してください。また、「就労証明書」の再提出が必要な場合もあります。

6 区外からのお申込み

区外にお住まいの方（目黒区へ転入予定の場合を含む）が目黒区内の保育施設への入所を希望する場合、書類の提出先は住所地の区市町村の担当窓口となります。締切日の一週間前には提出してください。

(1) 区外からのお申込み可能施設一覧

		施設の種類		0~2 歳児クラス	3~5 歳児クラス
区外在住	転入予定者	認可	公立	○	○
			私立	○	○
		小規模		○	
		認定こども園			×
		事業所内（地域枠） ・家庭福祉員		○	
	在勤者・在学者 （目黒区内に通っている方）	認可	公立	×	△ （4・5 歳児のみ）
			私立	○	○
		小規模		○	
		認定こども園			×
		事業所内（地域枠） ・家庭福祉員		×	
	通過者 （上記以外の方）	認可	公立	×	×
			私立	○※1	○※1
		小規模		○※1	
		認定こども園			×
	事業所内（地域枠） ・家庭福祉員		×		

※1 4月入所については、1次利用調整（選考）は対象になりません。

(2) 注意事項

① 認定こども園

お申込み締切日現在、目黒区にお住まいの方のみお申込みできます。目黒区以外にお住まいの方はお申込みができません。

② 転入予定

目黒区に転入予定の場合は、転入先が確認できる書類（転入誓約書及び建物の売買契約書、賃貸契約書の写し又は転入同意書）のご提出が必要です。内定後は、入所月の初日までに目黒区に転入し、同日に目黒区保育課保育施設利用係の窓口で改めてお申込みのお手続きが必要です。お申込み手続きがなかった場合、入所が内定していても辞退していただきます。また、入所後であっても退所となります。

③通過者

目黒区にお住まいの方や転入予定者、在勤者・在学者の利用調整を行った後、定員に空きがある場合のみ利用調整の対象となります。

④その他

住所地の区市町村からの入所協議書と必要書類が目黒区のお申込み締切日までに届かない場合、利用調整の対象となりません。締切日をご確認の上、日にちに余裕をもってお手続きをしてください。

(3) 必要書類

①目黒区の申込書類一式

詳細は9ページから11、13ページ等をご参照ください。

②世帯の所得状況が確認できる書類

詳細は11、12ページをご参照ください。

③ 転入予定の必要書類（該当者のみ）

詳細は18ページ（2）②をご参照ください。

④住所地の保育所入所様式

詳細は住所地の保育担当課にお問い合わせください。

7 転所（転園）のお申込み

（１）お申込み方法等

別の保育施設への入所を希望する場合は、転所のお申込みができます。
お申込み方法や必要書類、有効期間等は通常の入所申込みの場合と同様です。

（２）注意事項

①内定辞退

転所内定を辞退した場合はいかなる理由があっても転所元の施設に戻ることはできません。連携先の施設を含め、転所元の施設は退所となります。

②転所申込を開始できる時期

転所のお申込みができるのは保育施設に入所してからです。入所内定の段階では転所のお申込みはできません。保育施設に通い始めてからお申込みください。

③下のお子様の育児休業取得中の場合

下のお子様の育児休業中でも転所のお申し込みは可能ですが、その場合も通常の入所と同様、入所月中に下のお子様の育児休業から復職していただく必要があります。ただし、上のお子様が年齢上限があり連携施設の無い、小規模保育施設・事業所内保育施設・家庭福祉員の2歳児クラスに申込み締切日時点で在籍する場合に限り、転所月中の復職は必要ありません。詳細は下表をご覧ください。

年齢上限があり連携施設の無い、 小規模保育施設・事業所内保育施設、及び家庭福祉員	
クラス年齢	育児休業の取得可能な期間
2歳児クラス	下の子が1歳に達する年度の 翌年度の4月末まで取得可能
0・1歳児クラス	転所月中に復職が必要

8 延長保育のお申込み

認可保育園の全園、一部の小規模保育施設、事業所内保育施設では延長保育を実施しています。

認定こども園と家庭福祉員は原則延長保育を実施していません。

(1) 公立認可保育園へのお申込み

延長保育を希望する場合は、保育課へのお申込みが必要です。延長保育の利用が可能となるのはお子様が1歳になった翌月の初日からとなります（1日生まれは当月から可）。

【例】誕生日が令和4年9月5日の場合

→延長保育の利用が可能となるのは令和5年10月1日から

認定の区分が保育短時間、育児休業中又は求職中の方は延長保育を利用できません。

また、定員があるため利用調整の結果、ご利用いただけない場合があります。

※各施設の利用可能時間等については、45ページの「(9) 公立認可保育園一覧」をご参照ください。

①お申し込み先

保育課保育施設利用係へお申込みください。

②必要な書類

13ページ「(5) 延長保育申込書（公立認可保育園用）」をご参照ください。

③締切日

5ページ「2 年間スケジュール」と同様です。

（令和5年2・3月の延長保育の締切日は令和4年12月9日（金）となりますので、ご注意ください。）

④延長保育利用料

62ページ「3 令和5年度保育料（利用者負担額）階層表」をご参照ください。

(2) 私立認可保育園・小規模・事業所内保育施設へのお申込み

お申し込み方法や延長保育実施時間、延長保育料は園により異なります。詳細は、各園にお問い合わせください。

9 令和5年4月入所について

他の月とは異なり4月は利用調整を2回行います。また、お申込みが可能な施設や世帯状況も異なるため、下記の内容をよくご確認ください。

(1) スケジュール

1次利用調整	
申込み締切日	令和4年12月9日(金)
結果発表日	令和5年2月10日(金)

2次利用調整	
申込み締切日	令和5年2月17日(金)
結果発表日	令和5年3月7日(火)

(2) 利用調整対象一覧

目黒区以外にお住まいの方がお申し込みのできる施設については、18ページ「6 区外からのお申込み」の「(1) 区外からのお申込み可能施設一覧」をご覧ください。

認定こども園は、4月1次利用調整・4月2次利用調整ともに申込締切日現在、目黒区にお住まいの方のみお申込みできます。目黒区以外にお住まいの方はお申込みできません。

		4月1次利用調整	4月2次利用調整
目黒区にお住まいの方		○	
区外在住	転入予定 (令和5年4月1日までに転入予定の方)	○	
	在勤・在学者 (目黒区内に通っている方)	○	
	通過者 (上記以外の方)	×	○
	認定こども園	×	

(3) 出産予定のお申込み受付について

4月入所の1次利用調整のみ、出産予定でのお申込みが可能です。その他の利用調整においては、出産予定でのお申込みは受け付けておりません。

① 対象者

分娩予定日が令和4年11月26日から令和5年2月3日までのお子様。分娩予定日が令和4年11月25日以前でも令和4年11月26日時点で生まれていなければ出産予定でのお申込みが可能です。

誕生日が令和5年2月4日以降となった場合、令和5年5月入所から利用調整の対象となります。

令和5年4月入所が内定しても、誕生日が令和5年2月4日以降となった場合、内定取消しとなります。

② 必要な書類

「母子手帳」（分娩予定日の記載があるもの）

その他の必要書類については6ページ「3 お申込みに必要な書類」をご覧ください。

③ 出生後の手続き

出生後14日以内に保育課保育施設利用係窓口にて以下の3点（表中ア～ウ）の書類の提出が必要です。

14日以内に書類の提出がなかった場合は利用調整の対象となりません。入所が内定しても、内定取消となります。

既にご提出いただいている勤務証明書の産休・育休期間に変更がある場合は、勤務証明書の再提出が必要となります。

ア	母子手帳の出生届出済証明の部分の写し 又は 出生届の受理証明書
イ	保育の利用申込書（出産予定者用）
ウ	教育・保育給付認定申請書

(4) 利用申込の休日臨時窓口について

①場所

目黒区総合庁舎本館2階 保育課保育施設利用係

②日時

	時間
令和4年11月19日 (土)	10:00~16:00 (12:00 ~ 13:00を除く)
令和4年11月20日 (日)	

(5) 令和5年4月1日入所の0歳児受入開始月齢表

	生年月日
57日児	令和5年(2023年)2月3日
90日児	令和5年(2023年)1月1日
4か月児	令和4年(2022年)12月1日
6か月児	令和4年(2022年)10月1日

(6) 注意事項

1次利用調整の結果内定した方で、**2次利用調整に他の保育施設を希望する場合は、1次利用調整の内定を辞退していただきます。1次利用調整の内定を確保したまま2次利用調整の対象とすることはできません。1次利用の内定を辞退し、再度申込書類一式の提出が必要となります。また、2次利用調整から令和6年4月2次利用調整まで、調整指数-1点がつきます。**

1次利用調整のお申込み締切日後に、お申込み内容(家庭状況、就労状況、児童の保育状況、希望施設等)に変更があった場合は、2次利用調整のお申込み締切日までに必要な手続きをお取りください(指数変更等によって内定取消となる可能性もあります。)

令和5年4月入所時点で入所可能月齢に達していない施設へのお申込みについては、入所可能月齢に達した時点で対象になります。

10 特別な支援を要するお子様のお申込み

障害や疾病、発達の遅れ等により特別な支援を要するお子様については、施設の状況により希望（入所）する施設を調整させていただくことがあります。（既に障害のあるお子様が在園している場合や、施設の受入れ態勢が整わない場合等）

また、入所内定後の面談・健康診断の時点で判明した場合は、内定した施設の状況によっては受入れができない可能性がありますので、お申込みの前に必ず保育課にご連絡ください。状況によっては予約日に保護者の方とお子様にご来庁いただき、面接を行うことがあります。

11 お申込みの取下げ

保育施設に入所する意思又は入所を必要とする理由がなくなった場合、各月の申込締切日までに「保育所利用申込取下届」を提出してください。各月の締切日については5ページ「2 年間スケジュール」をご参照ください。

【取下げが必要となる例】

- ア 区外へ転出する場合（保育施設のお申込み中に区外へ転出した場合は、職権で申込取下げの処理を行います。）
- イ 家庭での保育が可能となった場合
- ウ 上のお子様のお申込み中に、下のお子様（兄弟姉妹）の育児休業を取得する場合（この場合、上のお子様の内定が出た際は入所月中に復職していただくことになるため、復職を望まれない場合は取下届の提出が必要となります）。

〈令和5年4月の申込みを取下げの場合〉

取下届受理日	令和5年4月一次利用調整 (締切日 令和4年12月9日必着)	令和5年4月二次利用調整 (締切日 令和5年2月17日必着)
令和4年12月9日	取下げ完了	取下げ完了
令和4年12月12日	利用調整の対象となる※	取下げ完了

〈4月以外の申込みを取下げの場合〉

取下届受理日	11月利用調整 (締切日 令和5年10月6日必着)	12月利用調整 (締切日 令和5年11月9日必着)
令和5年10月6日	取下げ完了	取下げ完了
令和5年10月10日	利用調整の対象となる※	取下げ完了

※利用調整で内定が出た場合、通園するか内定辞退することとなります。

利用調整について

1 利用調整とは

保育施設には定員があり、申込者が定員を超えた場合には利用調整を行いますので、必ずご利用ができるとは限りません。

利用調整は、お申込み締切日までに提出された書類を元に、29～30ページの「利用調整基準指数」（基本指数と調整指数を合算した点数）に従い世帯の状況等を指数化し、同位の場合は30ページの「利用調整基準指数同位の優先順位」により順位を決定した上で保育施設の利用を決定します。

(1) 基準日

利用調整基準指数は、お申込み締切日現在の状況で認定します。お申込み締切日時点の状況が入所日まで（調整番号7「地域型保育」及び調整番号8「認可外保育」については、入所日前日まで）継続するものとして認定します。保育施設の入所までに家庭状況（就労状況、保育状況、家族構成等）が変わった場合、指数が変更となり入所内定を辞退していただくか退所となることがあります。変更が生じたら速やかにご連絡ください。

(2) 基本指数の認定

基本指数は、児童の父母それぞれの状況に基づいて認定し、合算します。保育に当たれない要件（類型）が一人の保護者に複数ある場合は、主たる要件（類型）の状況に基づき基本指数を認定します。

(3) 調整指数の認定

調整指数は、要件に該当する項目が複数ある場合、合算した点数となります。ただし、調整番号7「地域型保育」から調整番号10「兄弟揃え」に複数該当する場合は、いずれか一つの項目を適用します。

※調整番号8「認可外保育」を認定するためには、「受託証明書」の提出が必要です。

※調整番号13「育休延長」を認定するためには、保育の利用申込書の2ページ 家庭状況書にある育児休業の「育児休業から復職する意思がなく、育児休業を延長したい」にチェックをつけ、かつ「育児休業延長に関する確認書（別紙）」の提出が必要です。また、調整番号13が適用となった

場合、他の調整指数は適用とならず、著しく指数を下げて利用調整を行います。

(4) 育児短縮勤務の取扱い

会社員等の場合、正規の雇用契約の内容で利用調整基準指数を認定します。ただし、既に復職している方で、時間短縮後の就労形態が週3日未満又は一日4時間未満となる場合、「就労」の8点の指数を適用します。(内定後は週3日、1日4時間以上の就労が必要となります。)

自営業(本人又は配偶者が経営)の場合、育児短縮勤務という取扱いではなく、お申込み締切日現在の状況で認定します。

(5) 利用調整対象施設

入所時点で入所可能月齢に達していない施設へのお申込みについては、入所可能月齢に達した時点で対象になります。

2 利用調整基準指数等

(1) 基本指数

類型 番号	保護者の状況（細目の内容を常態としているため保育に当たれない場合）			基本 指数	
	類 型	細 目			
1	就 労	週5日かつ一日7時間以上の就労をしている		20	
		週5日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		18	
		週4日かつ一日7時間以上の就労をしている		16	
		週4日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		14	
		週3日かつ一日7時間以上の就労をしている		12	
		週3日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		10	
		上記以外の場合※1		8	
2	疾 病 障 害 出 産	疾 病 負 傷	入 院	おおむね3か月以上の入院が見込まれる場合	20
			居 宅 内 療 養	常時病臥	20
				精神性疾患で通院加療を行っている	20
				一般療養（通院加療を行い、かつ安静を要する）	17
		障 害	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級に該当する場合又は、療育手帳（愛の手帳）1度、2度、3度のいずれかに該当する場合		20
			身体障害者手帳3級に該当する場合、療育手帳（愛の手帳）4度に該当する場合		17
			身体障害者手帳4級に該当する		13
出 産	出産月を含む前後2か月		9		
3	介 護 看 護 （三親等以 内の親族に 限る）	入 院 通 院 通 所	週5日かつ一日4時間以上の付添い	18	
			週4日かつ一日4時間以上の付添い	14	
			週3日かつ一日4時間以上の付添い	10	
		自 宅 介 護	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級、愛の手帳1度、2度、3度又は要介護4、5に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している		20
			身体障害者手帳3級、4級、愛の手帳4度又は要介護1、2、3に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している		13
上記以外の介護をしている		9			
4	求 職	求職（起業準備を含む）のため、昼間に外出することを常態としている（採用内定のある場合を含む）		8	
5	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧		20	
6	就 学	就学（学校教育法に定める大学、高等専門学校、同法124条に定める専修学校に通学）又は職業訓練（職業能力開発促進法第15条の7第3項に定める公共職業能力開発施設等に通所）をしている		※2	
7	そ の 他	不 存 在	死亡、離別、行方不明、拘禁等（単身赴任を除く）	20	
		虐 待 等	児童虐待を行っている若しくは再び行われるおそれがある場合又は配偶者等からの暴力がある	20	
		特 例	上記に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	※2	

※1 令和6年4月1日以降は、週3日かつ1日4時間未満の就労は求職とみなされます。

※2 31ページをご参照ください。

(2) 調整指数

調整番号	調整項目	適用する世帯等の状況	調整指数
1	不存在	ひとり親世帯又は両親が不存在の世帯	10
2	虐待等	児童虐待が行われている若しくは再び行われるおそれがある場合又は配偶者等からの暴力等により保育に当たれない場合	10
3	低所得	生活保護世帯又は申込み締切日現在、その年度の住民税が非課税かつ前年度の住民税が非課税である世帯	2
4	就労制限	児童又は児童と生計を一にしている二親等以内の同居親族に障害があるため、保護者の就労が制限されている	2
5	同居親族	二親等以内の同居親族（入所日時時点で65歳以上、病気療養中、就労を除く）が児童の保育に当たれる	-2
6	在勤者	目黒区外に居住し、保護者のいずれかの勤務先が目黒区内にある	-10
7	地域型保育	児童が年齢制限のある地域型保育事業を継続して1か月以上利用している（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く）	2
8	認可外保育	児童を認可外保育施設又は個人（三親等以内の親族を除く）等に週3日かつ1日4時間以上継続して1か月以上預け、その対価を支払っている（求職中や育児休業中は加算対象とはなりません。）	2
9	障害児	児童が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳の交付を受けている	2
10	兄弟揃え	兄弟姉妹が別々の認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に在園していて、いずれか一方の在園している認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に転園を希望する	2
11	就労実績	就労開始からの実績が1か月未満の場合（産休・育休から復帰した場合を除く）	-1
12	内定辞退	内定を辞退した場合	-1
13	育休延長	希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長を許容できる	-40

※あわせて32ページをご参照ください

※令和5年4月入所より調整指数13を追加いたしました。あわせて17ページもご確認ください。

(3) 利用調整基準指数同位の優先順位

順位	内 容
1	区内在住児
2	ひとり親世帯
3	基本指数上位者
4	新規申込者（兄弟姉妹と同一園を希望する場合を含む）
5	区内保育施設（区が利用調整する施設等及び区内の東京都認証保育所）に週5日かつ1日7時間以上勤務する育児休業中（各年4月の利用調整においては、地域型保育又は東京都認証保育所の卒園児に関して育児休業中以外の場合を含む。）の保育士又は看護師であって、当該児童の入所月の翌年度末まで区内保育施設において保育又は看護業務に継続して従事するもの
6	年齢上限のある区が利用調整する施設等を利用している卒園児（卒園児4月のみ）
7	保護者が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかが交付されている（基本指数の類型番号2の障害に該当する者）
8	介護・看護（基本指数の類型番号3に該当する者）
9	保護者のいずれかが長期単身赴任、長期入院者又は常時病臥の場合
10	兄弟姉妹（卒園予定児を除く）が在所している又は二人以上同時申込み
11	児童を認可外保育園等に預け、父母が育児休業等から復職した日（認可外受託認定日）の早い者
12	世帯で保育料の滞納がない
13	申込み締切日までに就労している者（育児休業など、休職期間中の者は除く）
14	目黒区内に二親等以内の親族（入所日時時点で65歳以上、病気療養中、就労等を除く）がいない
15	区市町村民税が低い世帯
16	目黒区在住期間が長い世帯（保護者のいずれかの長い方）

※あわせて33ページをご参照ください。

(4) 各項目の補足説明

①基本指数について（29ページ参照）

類型 番号	保護者の状況（細目の内容を常態としているため保育に当たれない場合）		補足説明
	類 型	細 目	
1	就 労	週5日かつ一日7時間以上の就労をしている	<p>就労とは、給与・賃金・報酬等の対価が発生する労働とします。仕事の手伝い・ボランティア・起業準備等の対価の生じないものは就労としません。この場合、類型番号4「求職」の指数を適用します。</p> <p>雇用形態に関わらず、労働契約上の正規労働時間により指数を判定します。また、就労時間は休憩時間を除いた実労働時間です。</p> <p>内定後は週3日かつ1日4時間以上の就労が必要となります。</p>
		週5日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	
		週4日かつ一日7時間以上の就労をしている	
		週4日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	
		週3日かつ一日7時間以上の就労をしている	
		週3日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	
		上記以外の場合 ※1	
3	介 護 看 護 (三親等以内 の親族に限 る)	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級、愛の手帳1度、2度、3度又は要介護4、5に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している	<p>基本指数の類型番号3「介護、看護」の「自宅介護」とは、要介護者の住所と申請世帯の住所が住民記録上同一であることをいいます。</p>
		身体障害者手帳3級、4級、愛の手帳4度又は要介護1、2、3に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している	
		上記以外の介護をしている	
6	就 学	就学（学校教育法に定める大学、高等専門学校、同法124条に定める専修学校に通学）又は職業訓練（職業能力開発促進法第15条の7第3項に定める公共職業能力開発施設等に通所）をしている	<p>基本指数の類型番号「就学」及び類型番号7「その他」の「特例」は、類型番号1「就労」の基本指数を準用します。</p>
7	その他	特例 上記に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	

※1 令和6年4月入所の利用調整より上記以外の場合（就労）を撤廃し、求職とみなします。

② 調整指数について（30ページ参照）

調整項目	適用する世帯等の状況	補足説明
低所得	生活保護世帯又は申込締切日現在、その年度の住民税が非課税かつ前年度の住民税が非課税である世帯	調整番号3「低所得」に示す非課税世帯の判定基準年度は、利用調整月により異なります。 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年9月から令和5年8月入所利用調整 →令和4年度、令和3年度の区市町村民税 令和5年9月から令和6年8月入所利用調整 →令和5年度、令和4年度の区市町村民税
就労制限	児童又は児童と生計を一にしている二親等以内の同居親族に障害があるため、保護者の就労が制限されている	調整番号4「就労制限」は、制限を受けている保護者が、基本指数の種類「就労」の「週5日かつ一日7時間以上の就労をしている」に該当する場合は適用されません。
同居親族	二親等以内の同居親族（入所日時時点で65歳以上、病気療養中、就労を除く）が児童の保育に当たれる	同居とは、住民記録上の世帯が同一であることをいいます。 【二親等以内の例】 <ul style="list-style-type: none"> 児童の祖父母→該当 児童の両親の兄弟姉妹→非該当
地域型保育	児童が年齢制限のある地域型保育事業を継続して1か月以上利用している（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く）	調整番号7「地域型保育」8「認可外保育」の加算対象にあたるのは以下の条件を満たした場合です。 ① 週3日かつ1日4時間以上対価を支払ってお子様を地域型保育事業・認可外保育施設・定期利用保育事業等に預けている。（緊急一時保育は対象外） ② 産後又は育児休業中でない。（ただし、下のお子様の育児休業前から育児休業中も引き続き上のお子様を認可外保育施設に預けている場合は、育児休業中も上のお子様の調整指数が加算されます。また、産後、間もなく仕事に復帰した場合でも、最低産後6週間は産後休業期間として扱います。） ③ 基本指数の細目のいずれかに該当する。（求職を除く） ④ ①～③の条件を一か月以上継続して満たしている。 【例】12/9が締切日の場合、11/10以前から①～③の条件を満たしている必要があります。 ⑤ 受託証明書を提出している。（地域型保育事業除く）
認可外保育	児童を認可外保育施設又は個人（三親等以内の親族を除く）等に週3日かつ1日4時間以上継続して1か月以上預け、その対価を支払っている（求職中や育児休業中は加算対象とはなりません。）	
兄弟揃え	兄弟姉妹が別々の認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に在園していて、いずれか一方の在園している認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に転園を希望する	兄弟姉妹のいずれか一方しか認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に在園していない場合や、どちらも在園していない認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園への転園を希望する場合は対象となりません。また、1号認定で認定こども園をご利用の場合も対象となりません。
就労実績	就労開始からの実績が1か月未満の場合（産休・育休から復帰した場合を除く）	【例】 12/9が締切日の場合、就労開始が11/11以降であれば減点の対象となります。 転職の場合、退職日と次の勤務先での就労開始日を含む一週間の間に週3日かつ1日4時間以上の勤務があれば、減点の対象となりません。
内定辞退	内定を辞退した場合	利用内定を辞退した入所月の年度内における利用調整時、及び翌年度4月1次、2次における利用調整時に適用されます。
育休延長	育児休業延長を目的として申請する場合	40点に満たない基本指数の場合は基本指数の上限までの点数を減じます。なお、その他の調整指数は同時に適用しませんが、利用調整基準指数同位の優先順位は適用します。

③ 利用調整基準指数同位の優先順位について（30ページ参照）

順位	内 容	補足説明
3	基本指数上位者	利用調整基準指数が同位となった場合、基本指数が上位である方が優先となります。 【例】利用調整基準指数40点の場合 基本指数40の世帯>基本指数38+調整指数2の世帯
4	新規申込者（兄弟姉妹と同一園を希望する場合を含む）	転園の場合は新規申込者となりません。ただし、調整番号10「兄弟揃え」に該当する場合は新規申込者となります。 また、年齢制限のある地域型保育事業（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く）又は家庭福祉員からの転園は新規申込者となります。
5	区内保育施設（区が利用調整する施設等及び区内の東京都認証保育所）に週5日かつ1日7時間以上勤務する育児休業中（各年4月の利用調整においては、地域型保育又は東京都認証保育所の卒園児に関して育児休業中以外の場合を含む。）の保育士又は看護師であって、当該児童の入所月の翌年度末まで区内保育施設において保育又は看護業務に継続して従事するもの	通常の就労証明書に加えて、「保育士・看護師の勤務内容証明書」の提出が必要となります。
6	年齢上限のある区が利用調整する施設等を利用している卒園児（卒園児4月のみ）	地域型保育事業と家庭福祉員（保育ママ）、東京都認証保育所が対象です。（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く）
9	保護者のいずれかが長期単身赴任、長期入院者又は常時病臥の場合	長期単身赴任者とは、申込締切日時点及び入所日時点で、単身赴任の状態にあり、単身赴任の開始から6か月以上単身赴任を予定していることを勤務先が証明する場合に限りです。自営業や就学の場合は単身赴任者とはなりません。 また、長期入院者とは、申込み締切日時点及び入所日時点で、入院の状態にあり、入院の開始から3か月以上入院を予定していることをいいます。
11	児童を認可外保育園等に預け、父母が育児休業等から復職した日（認可外受託認定日）の早い者	受託認定日は、調整番号7「地域型保育」8「認可外保育」の補足説明の①～③の条件が揃った時点を起算点とし、上記調整番号が適用された時点で発生します。途中でいずれかの条件が欠けた場合は、その時点で受託認定日が消滅します。ただし、下のお子様の育児休業前から育児休業期間中も引き続き上のお子様を認可外保育施設に預けている場合のみ、復職後の利用調整から育児休業取得前に遡って受託認定日を適用します。 また、受託料の契約形態（月額、日額、時間単価等）に関わらず、あらかじめ週の受託日数と受託時間が固定された受託契約を結んでいる場合は、契約上の受託日数と受託時間により判定します。週の受託日数と受託時間が固定されていない又は不規則である等の場合は、実際の受託実績により判定します。
13	申込み締切日までに就労している者（育児休業など、休職期間中の者は除く）	出産後、間もなく仕事に復帰した場合でも、産後6週間は産後休業期間として扱います。
15	区市町村民税が低い世帯	区市町村民税とは、保育料の算定に使用する、世帯の区市町村民税所得割額をいいます。詳細は59ページ「保育料（利用者負担額）」をご確認ください。

3 延長保育利用調整基準指数等

(1) 実施指数

類型 番号	保護者の状況 (細目の内容を常態としているため保育に当たれない場合)		実施指数
	類 型	細 目	
1	就 労	延長保育必要日数が平均して週5日以上	10
		延長保育必要日数が平均して週3日以上	9
		延長保育必要日数が平均して週1日以上	8
2	不存在	保護者が不存在（単身赴任を含む）及び虐待等	10
3	特 例	疾病、介護等明らかに延長保育が必要と認められる場合	※

※実施指数は、児童の父母それぞれの状況に基づいて認定し、合算します。

※類型番号3「特例」の実施指数は、類型番号1「就労」の実施指数を準用します。

(2) 実施指数同位の優先順位

順位	内容
1	区内在住児
2	在園児
3	ひとり親世帯等
4	就労
5	保護者が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかが交付されている（基本指数の類型番号2の障害に該当する者）
6	介護・看護（基本指数の類型番号3に該当する者）
7	長期単身赴任、長期入院者又は常時病臥
8	二親等以内の同居親族（延長保育利用開始時点で65歳以上、病気療養中、就労等を除く）がいない
9	兄弟姉妹が延長保育を利用している
10	転所申込みで転所前に延長保育を利用している
11	子どものお迎えや延長保育をベビーシッター等に委託している
12	延長保育の申込み待機期間が長い
13	勤務終了時間がお迎えに間に合わない
14	区市町村民税が低い世帯
15	目黒区在住期間が長い世帯（保護者のいずれかの長い方）

4 結果通知

利用調整の結果通知は、お申込みの初月と、4月の1次、2次利用調整の結果発表時に郵送でお届けします。その他の月については、内定したとき以外結果通知はお送りしません。 育児休業給付金の申請用等にその他の月について保育所に入所する事ができなかった旨の証明書等が必要な場合、各月の結果発表日以降に「利用調整結果照会依頼」をご提出いただければ、後日証明書を郵送致します。申請書は窓口とホームページ上にご用意しております（証明書は、発行までに通常一週間程度かかります）。

ただし、お申込み有効期間外の月や、利用調整を行っていない2・3月の証明書は発行できません。2・3月の証明書が必要な場合、5ページ「2年間スケジュール」を提出する等でご対応ください。

【例】

申込み年月日	保育の希望開始日	お申込み有効期間
令和4年5月9日	令和4年6月1日	令和4年6月利用調整～ 令和5年5月利用調整まで

	結果通知	利用調整結果照会依頼による証明書の発行
令和4年6月利用調整	○	
令和4年7月 ～令和5年1月利用調整	×	○
令和5年2・3月利用調整	×	×
令和5年4月利用調整 (1次・2次)	○	
令和5年5月利用調整	×	○

5 内定辞退

保育施設は10園まで希望することができますが、内定後に「希望順位が低い」「保育施設までの距離が遠い」等の理由で内定を辞退される方がおられます。希望保育施設を記入する際には、実際に通える範囲の保育施設をお選びください。入所内定を辞退する場合は、速やかに内定施設及び保育課保育施設利用係に連絡の上、「内定辞退届」を提出してください。

内定を辞退された場合は、お申込みについても取下げとなります。また、内定を辞退されると、内定を辞退した入所月の年度内における利用調整から翌年度4月利用調整（1次・2次ともに）まで－1点となります。

施設一覧

目黒区でお申込みを受付け、利用調整を行う保育施設について掲載しています。園庭とは、2歳児以上の定員数×3.3㎡以上を基準としています。園の所在地や周辺環境を確認する場合は、近隣住民の方の迷惑にならない様にご配慮ください。また、定員数は変動する可能性があります。

1 公立認可保育園

国が定めている基準に基づいて運営されています。

(1) 開所時間

午前7時15分から午後6時15分

(2) 保育時間

①通常保育

保育時間は、保護者の勤務時間と通勤時間を考慮し、開所時間の範囲内で必要最小限の時間であることを原則としています。ただし、4か月未満のお子様の場合は、公立認可保育園での保育時間は午前8時30分から午後5時までの範囲内です。

②延長保育

開所時間を超えて保育が必要な場合、延長保育を実施しています。

施設によって実施時間が異なります。また、施設によっては、延長保育の利用不承諾者かつ延長保育の利用申込みが有効期間内の方を対象に、日を単位とした延長保育の利用（スポット延長）を受け付けています。45ページの「(9) 公立認可保育園一覧」をご参照ください。

延長保育を希望する場合はお申込みが必要です。お申込み方法については21ページ「8 延長保育のお申込み」をご確認ください。

(3) 休所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

(4) 保育料

59ページ「保育料（利用者負担額）」をご参照ください。

(5) 見学や施設の詳細について

直接各園にお問い合わせください。

(6) 保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

転出した年度末までにご利用いただけますが、翌年度以降は利用することができません。

ただし、保護者のいずれかが目黒区内在勤（在学）者の場合については、翌年度以降も利用が可能です。保育施設入所後に区外へ転出された場合、「区外転出（利用継続）届」（目黒区様式）を提出し、転出した月中に必ず転出先の自治体で転入手続きと同時に「保育所の継続利用」のお申込みを行ってください。

(7) 民営化のお知らせ

【重要】鷹番、ひもんや・第三ひもんや、中町・中央町、第二上目黒、目黒本町保育園を希望される方は、必ずお読みください。

目黒区では、今後も待機児童ゼロを維持するとともに、保育の質の向上、多様な保育ニーズに適切に対応していくために、区立保育園の民営化を計画的に進めることとしています。

① 鷹番保育園

- 鷹番保育園は、民営化に向けて、新規募集を停止しており、在籍する児童が卒園する令和5年度末まで運営し、その後閉園します。
- 当初の計画では、鷹番保育園が閉園した後、園舎の解体・整備を行い、令和7年度に新設の私立認可保育所を開設する予定としています。
- しかし、コロナ禍後、区の就学前人口が減少していることなどもあり、今後の保育需要の見通しを踏まえ、新設の私立認可保育所を開設し、保育定員の拡大を行う必要があるかについて、現在検討中です。
- 鷹番保育園の閉園時期（令和5年度末）に変更はありませんが、その後の新園整備計画については変更の可能性がありますので、あらかじめご承知おき願います。

【鷹番保育園の閉園に係る定員の設定例】

※網掛け・・・認可園としては募集を停止し、その空きスペースで定期利用保育事業を行います。

定期利用保育事業についての詳細は67ページの「1 区内定期利用保育事業」をご参照ください。

	5年度
1歳	22
2歳	
3歳	-
4歳	-
5歳	(2ｸﾗｽ) 28
計	50
うち認可定員	28
うち定期利用	22

② ひもんや・第三ひもんや保育園

ア 民営化時期

令和10年4月

イ 民営化までの流れ

- 令和8年4月にひもんや保育園の在園児を、ひもんや保育園から徒歩約12分の距離にある第三ひもんや保育園に引継ぎ、統合します。
- 両園とも、統合を見据えて、下表のとおり、令和5年度から7年度までの3か年をかけて、順次「保育定員」を縮小していきます。
- 令和8年度は、両園の子どもたちが初めて一緒になり、統合保育を行います。
- その後、園児が居なくなった、ひもんや保育園跡地で、令和8年度に保育事業者が旧区立園舎を解体し、令和9年度には新園舎整備を進め、令和10年度に私立認可保育所を新規開設し、第三ひもんや保育園の在園児を引継ぐことで、両園の民営化を成す計画となっています。

		統合年度				民営化	
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ひもんや	0歳	6	3	3	-	-	-
	1歳	9	8	4	-	-	-
	2歳	22	9	8	-	-	-
	3歳	28	22	9	-	-	-
	4歳	28	28	22	-	-	-
	5歳	28	28	28	-	-	-
	計	121	98	74	-	-	-
第三ひもんや	0歳	6	6	6	6	6	6
	1歳	10	9	7	9	15	15
	2歳	15	10	9	11	15	15
	3歳	20	15	10	17	15	15
	4歳	20	20	15	19	17	17
	5歳	20	20	20	37	20	20
	計	91	80	67	99	88	88

ウ 考慮事項

- 上記イのとおり、令和8年度には、ひもんや保育園から第三ひもんや保育園への移動（転園）が発生します。
- 令和8年度の5歳児クラスの定員は37人で、2クラスに分けて保育を行う予定です。
- 令和8年度は、5歳児の定員構成が多くなりますが、各種行事やイベントがこれまで通り行えるよう、工夫を行ってまいります。

- 統合に向けた定員縮小時においても、充実した保育ができるよう、できる限り工夫してまいります。
- 統合時に子どもたちが不安を感じることがないように、お互いの園児や職員が交流を行い、関係性を構築するなど、統合に際しては、お子様への影響に十分配慮し、引継ぎを行います。

③ 中町・中央町保育園

※中央町保育園は、民営化対象園ではありません。

ア 中町保育園民営化時期

令和11年4月

イ 民営化までの流れ

- 令和9年4月に中町保育園の在園児を、中町保育園から徒歩約11分の距離にある中央町保育園に引継ぎ、統合します。
- 両園とも、統合を見据えて、下表のとおり、令和5年度から8年度までの4か年をかけて、順次「保育定員」を縮小していきます。
- 令和9年度は、両園の子どもたちが初めて一緒になり、統合保育を行います。
- その後、園児が居なくなった中町保育園跡地で、令和9年度に保育事業者が旧区立園舎を解体し、令和10年度には新園舎整備を進め、令和11年度に私立認可保育所を新規開設し、令和10年度末の時点で中央町保育園に在籍する児童のうち、希望者を中町保育園跡地の新園に引継ぎます。引継ぎを希望されない場合は、令和11年度以降も区立の中央町保育園に在園することとなります。

		統合年度						
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中町	0歳	6	6	3	3	-	-	-
	1歳	10	9	7	5	-	-	-
	2歳	23	10	9	7	-	-	-
	3歳	24	24	10	9	-	-	-
	4歳	24	24	24	10	-	-	-
	5歳	24	24	24	24	-	-	-
	計	111	97	77	58	-	-	-
中央町	0歳	6	6	6	6	6	6	6
	1歳	10	9	8	9	9	15	15
	2歳	21	11	9	8	14	15	15
	3歳	23	23	11	9	15	15	15
	4歳	23	23	23	11	18	15	15
	5歳	23	23	23	23	21	21	21
	計	106	95	80	66	83	87	87

民設民営化園
開設

引継ぎ(希望者)

ウ 考慮事項

- 上記イのとおり、令和9年度には、中町保育園から中央町保育園への移動（転園）が発生します。
- 統合に向けた定員縮小時においても、充実した保育ができるよう、できる限り工夫してまいります。
- 統合時に子どもたちが不安を感じることがないように、お互いの園児や職員が交流を行い、関係性を構築するなど、統合に際しては、お子様への影響に十分配慮し、引継ぎを行います。

④ 第二上目黒保育園

ア 民営化時期

令和7年4月

イ 民営化までの流れ

- 第二上目黒保育園は、令和7年3月末に閉園し、令和7年4月に新園舎に在園児を引継ぐことにより民営化します。
- 新園舎は、以下の位置図のとおり、現園から215メートルほどの距離の上目黒職員住宅・目黒土木公園事務所跡地（上目黒2-48-2）に整備する予定です。
- 園庭の確保や一時預かり保育の実施などにより、保育環境の向上と保育の充実が図れるように進めてまいります。

新園舎整備予定地及び第二上目黒保育園の位置図



- 民営化に当たっては、今後の保育需要を踏まえ、令和7年度の民営化に向けて以下の表のとおり、順次「保育定員」を縮小していきます。

		民営化		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
第二 上 目 黒	0歳	6	6	6
	1歳	13	10	10
	2歳	14	14	12
	3歳	14	14	14
	4歳	18	14	14
	5歳	18	18	14
	計	83	76	70

ウ 考慮事項

- 民営化に向けた定員縮小時においても、充実した保育ができるよう、できる限り工夫してまいります。
- 民営化園への在園児の引継ぎに当たっては、保護者説明会の実施等により事前に説明する機会を設け、区と保育事業者が連携し、保護者の意見や要望を聴きながら、子どもへの影響に十分配慮して進めていきます。

⑤ 目黒本町保育園

ア 民営化時期

未定

イ 民営化までの流れ

- 令和4年3月に策定した「区立保育園の民営化に関する計画（令和3年度～11年度）」では、3年間の期間で準備を行い、民営化することを基本として進めるとしてしています。そのため、最も早くて、令和8年度以降、民営化する可能性があります。なお、具体的なスケジュール等が決定した際には、在園する保護者の皆様への影響を考慮し、可能な限り、前もった周知に努めてまいります。

民営化計画や民営化に向けた今後の取組内容の詳細は、区ホームページでもご覧いただけます。

区ホームページは以下のコードからご覧になれます。



<民営化に関するお問い合わせ>
子育て支援部保育計画課保育施設整備係
電話番号：03-5722-9429

(8) 給食調理業務委託化のお知らせ

目黒区では、「技能労務職員の給与等の見直しに向けた目黒区の取組方針」に基づき、区立保育園の給食調理業務を担う保育園調理を新規の職員採用を行わない退職不補充としており、より安定的・効率的な給食調理業務の運営を図り、今後も良質な給食を安定してお子様へ提供するため、給食調理業務の委託化を進めています。

【これまでの委託化の実績】

委託開始年度	委託実施園
平成23年度	ひもんや保育園、第三ひもんや保育園
平成25年度	原町保育園
平成26年度	中央町保育園

① 新規に委託化を進める区立保育園

施設環境が整っている区立保育園について、新たに令和5年10月からの委託を進めます。

委託開始予定時期	委託対象園
令和5年10月	祐天寺保育園、南保育園、八雲保育園

② その他の区立保育園

- ・「区立保育園の民営化計画」に基づき、民営化の対象となっている区立保育園は、民営化のタイミングで運営自体が民間に委ねられるため、給食調理業務の委託の対象外となります。
- ・残る区立保育園のうち、給食調理業務委託未実施の園（駒場保育園、菅刈保育園、田道保育園、不動保育園、大岡山保育園）は、調理員の退職見込みを踏まえ、委託に必要な諸条件を整理したうえで、今後速やかに委託を進めてまいります。

給食調理業務の委託化に関する詳細は、区ホームページでもご覧いただけます。

区ホームページは以下のコードからご覧になれます。



＜給食調理業務の委託化に関するお問い合わせ＞
子育て支援部保育計画課保育計画係
電話番号：03-5722-9866

(9) 公立認可保育園一覧

別紙の「施設案内図」と併せてご覧ください。

保育園名	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	保育年齢別定員							延長保育時間	スポット延長	園庭の有無	地図番号
				0	1	2	3	4	5	計				
駒場保育園	駒場1-22-1	3469-6775	57日目～	6	10	12	14	14	14	70	19:15迄		○	A
香刈保育園	青葉台2-10-27	3462-0219	〃	6	21	22	23	23	23	118	19:15迄		○	B
第二上目黒保育園	上目黒2-15-8	3719-8656	〃	6	13	14	14	18	18	83	19:15迄			C
田道保育園	目黒3-4-4	3760-3935	〃	12	18	20	23	23	23	119	19:15迄	○	○	D
不動保育園	下目黒6-11-20	3792-7475	〃	6	7	10	15	15	15	68	19:15迄		○	E
中町保育園	中町2-37-15	3719-2640	〃	6	10	23	24	24	24	111	19:15迄		○	F
祐天寺保育園	祐天寺1-10-9	3719-5263	〃	9	13	13	14	14	14	77	19:15迄		○	G
中央町保育園 (給食調理委託)	中央町2-30-7	3719-5843	〃	6	10	21	23	23	23	106	19:15迄		○	H
目黒本町保育園	目黒本町2-1-20	3792-6327	〃	9	11	16	21	21	21	99	19:15迄	○	○	I
原町保育園 (給食調理委託)	原町1-20-16	3712-4119	〃	9	24	25	27	27	27	139	19:15迄		○	J
南保育園	南1-18-30	3717-5177	〃	9	18	20	22	22	22	113	19:15迄	○	○	K
ひもんや保育園 (給食調理委託)	碑文谷2-8-9	3712-1035	〃	6	9	22	28	28	28	121	19:15迄	○	○	L
第三ひもんや保育園 (給食調理委託)	碑文谷5-15-19	3716-8391	〃	6	10	15	20	20	20	91	19:15迄		○	M
鷹番保育園 ★5年度末で閉園	鷹番2-16-15	3710-1219	5歳児クラス	-	-	-	-	-	28	28	19:15迄		○	N
大岡山保育園	大岡山1-36-10	3724-1544	57日目～	12	21	23	25	25	25	131	19:15迄		○	O
八雲保育園	八雲3-10-18	3718-4084	〃	6	20	24	27	28	28	133	20:15迄	○	○	P

※ 祐天寺保育園、南保育園、八雲保育園は令和5年10月から給食調理業務の委託を開始する予定です。

2 私立認可保育園

国が定めている基準に基づいて運営されています。

(1) 開所時間

午前7時15分から午後6時15分

(2) 保育時間

①通常保育

保育時間は、保護者の勤務時間と通勤時間を考慮し、開園時間の範囲内で必要最小限の時間であることを原則としています。

②延長保育

直接各園にお問い合わせください。

(3) 休所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

(4) 保育料

59ページ「保育料（利用者負担額）」をご参照ください。

(5) 見学や施設の詳細について

直接各園にお問い合わせください。

(6) 保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

翌年度以降も利用が可能です。

保育施設入所後に区外へ転出された場合、「区外転出（利用継続）届」（目黒区様式）を提出し、転出した月中に必ず転出先の自治体で転入手続きと同時に「保育所の継続利用」のお申込みを行ってください。

(7) 私立認可保育園一覧

別紙の「施設案内図」と併せてご覧ください。

なお、保育年齢別定員は令和4年10月における令和5年4月の予定の定員です。

定員は今後変更する場合があります。最新の情報は区のホームページをご確認ください。

保育園名	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	保育年齢別定員							園庭の有無	地図番号
				0	1	2	3	4	5	計		
BunBu学院Jr.中目黒園	青葉台1-15-14	6712-7292	57日目～	6	10	11	11	11	11	60		1
目黒東山ちとせ保育園分園 (目黒天空ちとせ保育園)	東山2-7-14	3792-5050	57日目～	6	12	12	15	15	15	75	○	2
目黒東山ちとせ保育園本園	東山2-10-17	3711-7716	1歳児クラス～	—	15	15	20	20	20	90	○	3
双葉の園ひがしやま保育園	東山2-20-16	6303-0731	57日目～	9	26	26	26	26	26	139	○	4
キッズハウス池尻大橋※1	大橋2-3-5	6407-0460	4か月～	6	10	11	11	14	14	66		5
野のゆり保育園	大橋2-15-12	5790-9091	57日目～	6	8	8	8	8	8	46	○	6
双葉の園保育園	大橋2-16-6	3465-0270	57日目～	12	31	32	30	30	30	165	○	7
のぞみ保育園	大橋2-19-1	3466-0269	57日目～	9	15	15	14	13	13	79	○	8
アソシエ大橋保育園	大橋2-22-42	6407-0486	57日目～	6	10	12	12	12	12	64		9
中目黒駅前保育園	上目黒1-26-1	3711-7110	57日目～	8	9	10	11	11	11	60		10
中目黒ちとせ保育園	上目黒2-10-9	3793-7511	57日目～	6	9	11	11	11	12	60		11
桑の実中目黒保育園	上目黒3-37-24	6303-4431	57日目～	6	8	10	12	12	12	60		12
上目黒桜祐保育園	上目黒3-39-20	6451-2855	6か月～	6	24	24	26	26	26	132		13
コピープリスールかみめぐろ	上目黒5-5-8	6452-3781	57日目～	6	13	16	16	15	14	80		14
キッズガーデン上目黒	上目黒5-19-33	6303-0870	57日目～	6	8	9	9	9	9	50		15
桜のこみち保育園	中目黒2-6-20	6412-8606	57日目～	6	12	13	13	13	13	70		16
キッズガーデン中目黒	中目黒3-5-8	6303-1950	90日目～	9	12	12	12	12	13	70		17
中目黒どろんこ保育園	中目黒5-7-4	6452-4375	57日目～	9	10	12	13	13	13	70	○	18
目黒三田保育園キミトミライト	三田1-11-26 (三田フレンズ内)	6412-7181	1歳児クラス～	—	9	10	12	12	12	55		19
目黒保育園	目黒1-7-16	3779-1381	57日目～	9	17	18	19	20	20	103	○	20
キッズガーデン目黒三丁目	目黒3-1-3	5708-5571	57日目～	6	10	11	11	11	11	60		21
さくらさくみらい 目黒	目黒3-6-19	6712-2723	1歳児クラス～	—	10	12	12	13	13	60		22
アソシエ目黒おとり保育園	目黒3-11-3	5722-3911	57日目～	6	12	12	12	12	12	66		23
アンジェリカ下目黒2丁目保育園※2	下目黒2-2-2 (1F)	5759-8237	57日目～	6	12	12	—	—	—	30		24
アソシエ下目黒保育園	下目黒2-19-3	5759-4141	57日目～	6	11	12	14	14	13	70		25
まなびの森保育園目黒	下目黒2-24-12	5496-2272	1歳児クラス～	—	10	12	12	13	13	60		26
みらいく下目黒園	下目黒3-6-6	6412-8375	57日目～	6	10	11	11	11	11	60		27
さくらさくみらい 下目黒	下目黒3-17-2	6452-3139	57日目～	6	8	10	12	12	12	60		28
グローバルキッズ目黒園	下目黒4-7-2	6303-2202	57日目～	6	10	11	11	11	11	60		29

保育園名	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	保育年齢別定員							園庭の有無	地図番号
				0	1	2	3	4	5	計		
アソシエ不動産保育園	下目黒4-11-11	6452-4931	57日目～	6	10	12	12	12	12	64		30
アンジェリカ下目黒6丁目保育園※2	下目黒6-15-18	6451-2156	57日目～	6	12	13	25	25	25	106		31
ゆらりん下目黒保育園	下目黒6-18-11	6412-8134	57日目～	9	20	24	33	33	33	152		32
油面ちとせ保育園	中町1-5-5	6452-3320	57日目～	6	10	10	11	11	12	60		33
アソシエ油面公園保育園	中町1-16-21	5734-1381	57日目～	9	10	12	12	12	12	67		34
夢花保育園	中町2-46-14	3791-9614	57日目～	6	20	22	24	24	24	120	○	35
くれよん保育園 ※3	五本木2-15-9 秀永ビル1F	3710-3782	57日目～	6	8	10	-	-	-	24		36
くれよん保育園分園 ※3	中町2-48-33 第五市川興産ビル2F	6452-2207	3歳児がえり～	-	-	-	10	10	10	30		37
アスク上目黒保育園 ※1	五本木1-12-13	5773-8088	57日目～	6	10	12	12	9	11	60		38
A A I NURSERY 祐天寺 ◆1	五本木1-26-2	6452-2324	57日目～	4	5	5	5	5	5	29		39
蓮美幼児学園祐天寺ナーサリー	五本木1-31-15	5725-1152	57日目～	6	8	9	9	9	9	50	○	40
アソシエ祐天寺西保育園	五本木1-40-11	6303-4817	57日目～	9	12	12	12	12	12	69		41
しいのき保育園	五本木2-20-20	5725-1733	57日目～	12	29	30	30	30	30	161	○	42
にじいろ保育園学芸大学	五本木3-13-3	6451-0471	57日目～	6	10	11	11	11	11	60		43
ちゃいれっく祐天寺駅前保育園	祐天寺2-11-10	5734-1095	57日目～	6	10	11	11	11	11	60		44
みらいく鷹番園	中央町1-19-9	5708-5755	57日目～	6	10	11	11	11	11	60		45
目黒かえて保育園	中央町2-32-22	6303-1571	57日目～	6	10	12	14	16	16	74		46
まなびの森保育園学芸大学前	目黒本町1-16-17	6303-0313	57日目～	6	24	24	24	24	24	126		47
アンジェリカ目黒本町保育園	目黒本町3-16-2 1F	5773-1856	57日目～	9	10	11	11	11	11	63		48
第二ひもんや保育園	目黒本町2-25-14	3713-8994	57日目～	9	14	15	15	15	15	83	○	49
西小山すみれ保育園	原町1-3-16	3760-6010	57日目～	6	8	9	9	9	9	50		50
にじいろ保育園原町	原町1-5-5	5734-1602	57日目～	6	10	11	11	11	11	60		51
蓮美幼児学園西小山ナーサリー	原町1-14-20	3710-4152	57日目～	6	8	10	12	12	12	60		52
ホピンスナーサリースクール洗足	洗足2-27-16	6451-3506	57日目～	6	8	9	9	9	9	50		53
グローバルキッズ大岡山園	南1-22-9	6421-3071	57日目～	6	10	11	11	11	11	60		54
ピュアリー目黒南保育園	南2-10-3	3718-2255	57日目～	6	8	10	12	12	12	60		55
ここいく保育園碑文谷	碑文谷2-8-2	6303-3539	57日目～	6	6	7	7	7	7	40		56
さくらさくみらい 碑文谷	碑文谷5-10-11	6412-7839	57日目～	6	8	10	12	12	12	60		57
目黒碑文谷雲母保育園	碑文谷5-26-14	5725-1066	57日目～	6	10	11	11	11	11	60		58
碑文谷もみじの森保育園	碑文谷6-13-1	6303-3772	57日目～	9	10	12	15	15	15	76		59
アソシエ学芸大学東保育園	鷹番1-1-15	6412-7032	57日目～	9	12	12	12	12	12	69		60

保育園名	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	保育年齢別定員							園庭の有無	地図番号
				0	1	2	3	4	5	計		
アソシエ学芸大学南保育園	鷹番1-15-19	6412-8962	57日目～	6	12	13	13	13	13	70		61
さくらさくみらい 学芸大	鷹番3-4-17	6451-2018	1歳児クラス～	—	9	12	13	13	13	60		62
さくらさくみらい 鷹番	鷹番3-24-1	6452-2328	57日目～	6	10	12	14	14	14	70		63
アソシエ都立大学保育園	平町1-19-14	3724-0030	57日目～	6	10	11	11	11	11	60		64
ポピズナーサリースクール都立大学	平町1-25-21	6421-2691	57日目～	6	10	11	11	11	11	60		65
さくらさくみらい 都立大	平町2-2-20	5726-9993	1歳児クラス～	—	11	11	12	13	13	60		66
モニカ都立大園 ※4	緑が丘1-2-14	5726-9145	57日目～	6	10	12	16	16	16	76		67
緑丘保育園	緑が丘2-16-6	3723-1470	57日目～	9	10	11	11	11	11	63		68
いいほいくえん自由が丘	緑が丘2-16-11	5731-4040	1歳児クラス～	—	10	10	10	10	10	50		69
にじいろ保育園自由が丘	自由が丘1-2-13	6421-4892	57日目～	9	12	14	15	15	15	80		70
アソシエ自由が丘保育園	自由が丘2-18-12	6421-3901	57日目～	6	12	13	13	13	13	70		71
にじいろ保育園自由が丘目黒通り	自由が丘2-23-13	6421-2961	57日目～	9	10	12	16	16	16	79		72
アソシエ柿の木坂マミー保育園	柿の木坂1-31-14	5729-3931	57日目～	6	8	9	9	9	9	50		73
スクルドエンジェル保育園柿の木坂園	柿の木坂1-33-18	6421-4541	1歳児クラス～	—	8	8	11	11	11	49		74
アソシエ柿の木坂保育園	柿の木坂2-14-4	3725-3939	57日目～	6	10	12	14	14	14	70	○	75
アソシエ八雲ママン保育園	八雲2-18-19	5729-3902	57日目～	9	12	12	12	12	12	69		76
アスクやくも保育園 ※1	八雲3-12-10	5731-0315	57日目～	6	10	11	11	9	13	60		77
にじいろ保育園八雲	八雲3-24-11	6421-4134	57日目～	6	10	11	11	11	11	60		78
ナーサリールームベリーベアー八雲	八雲3-32-2	5726-9101	57日目～	6	12	13	13	13	13	70		79
東が丘保育園	東が丘1-1-1	3411-0780	6か月～	6	12	13	15	15	15	76	○	80
アイグラン保育園東が丘 ◆2	東が丘1-17-24	5787-5887	57日目～	6	10	11	11	11	11	60		81
にじいろ保育園東が丘	東が丘1-29-22	5787-5342	57日目～	6	10	12	14	14	14	70		82
ウィズブック保育園東が丘	東が丘2-8-5	6450-9175	57日目～	6	10	11	11	11	11	60		83

※1 キッズハウス池尻大橋、アスク上目黒保育園、アスクやくも保育園は、卒園まで利用できる定員変更を一定年度行う予定です。

※2 アンジェリカ下目黒2丁目保育園に在園している児童は、3歳児クラス以降はアンジェリカ下目黒6丁目保育園に在園することとなります。

※3 くれよん保育園に在園している児童は、3歳児クラス以降はくれよん保育園分園に在園することとなります。

※4 モニカ都立大園の3歳児クラスの定員は、現在16名ですが、小規模保育施設「モニカ緑が丘園A」からの次年度連携4名分を空ける必要があり、4月新規枠は0名となります。

◆1 施設名称が令和4年1月1日より「あい・あい保育園 祐天寺園」から変更されました。

◆2 施設名称が令和5年4月1日より「あい保育園東が丘」から変更されます。

3 小規模保育施設（地域型保育事業）

子ども・子育て支援新制度において創設された地域型保育事業の1つである小規模保育施設は、目黒区の定めた基準を満たし区が認可した保育施設で、0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子様を6人から19人までの定員で保育します。

「コピースマイルキッズかみめぐろ」は、保育短時間の認定を受けている方のみお申込みができます。

（1）開所時間

51ページの「(8) 小規模保育施設一覧」をご参照ください。

（2）保育時間

①通常保育

保育時間は、開所時間の範囲内で、保護者の勤務時間と通勤時間等を考慮して各施設と相談の上、契約してください。

②延長保育

直接各園にお問い合わせください。

（3）休所日

日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

（4）保育料

59ページ「保育料（利用者負担額）」をご参照ください。

（5）見学や施設の詳細について

直接各園にお問い合わせください。

（6）保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

翌年度以降も利用が可能です。

保育施設入所後に区外へ転出された場合、「区外転出（利用継続）届」（目黒区様式）を提出し、転出した月中に必ず転出先の自治体で転入手続きと同時に「保育所の継続利用」のお申込みを行ってください。

(7) 注意事項

小規模保育施設は面積100㎡前後の小さな施設です。アレルギーをお持ちのお子様への給食の提供等個別の対応が難しい場合があります。ご検討の際には、施設にお問い合わせください。

(8) 小規模保育施設一覧

別紙の「施設案内図」と併せてご覧ください。

① 保育標準時間認定・保育短時間認定対象施設

保育園名	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢	保育年齢別定員				開所時間 (延長保育含む)	地図番号
				0	1	2	計		
THREE STAR NURSERY 日黒青葉台園 ◆1	青葉5-10-9	5459-	30日目	4	4	4	12	午前7時15分～午後7時30分	1
HOPPA目黒保育園 ◆2	目黒2-12-16	6712-2768	〃	6	7	6	19	午前7時15分～午後7時15分	2
不動さつき保育園 ※1	下目黒5-18-4	6303-0972	〃	6	6	7	19	午前7時30分～午後7時30分	3
HOPPA中町保育園 ◆2	中町1-25-16	5722-1551	〃	2	5	5	12	午前7時15分～午後7時15分	4
保育ルーム 目黒本町	目黒本町6-13-20	5725-3521	〃	2	5	5	12	午前7時15分～午後7時15分	5
こどもヶ丘保育園学芸大学園 ※2	碑文谷6-1-24	6451-2837	〃	2	5	5	12	午前7時30分～午後6時30分	6
BabyOne	鷹番1-15-3	3713-8000	〃	7	6	6	19	午前7時30分～午後7時30分	7
BUNBUN GARDEN 学芸大学園	鷹番3-14-4	6412-8332	〃	2	5	5	12	午前7時30分～午後7時30分	8
マザーグース都立大学園	平町1-26-18	5726-9652	〃	2	5	5	12	午前7時15分～午後8時00分	9
ウィズブック保育園大岡山	大岡山2-2-14	6386-5044	〃	3	8	8	19	午前7時15分～午後7時00分	10
モニカ緑が丘園A※3	緑が丘2-7-20	6421-1231	57日目～	4	4	4	12	午前7時15分～午後7時15分	11
モニカ緑が丘園B※3				2	2	3	7		
木下の保育園 都立大学	中根2-13-18	3723-0223	90日目～	3	8	8	19	午前7時15分～午後7時15分	12
THREE STAR NURSERY 八雲園 ◆1	八雲1-12-9	5731-	〃	4	4	4	12	午前7時15分～午後7時30分	13

※1 不動さつき保育園は、「ゆらりん下目黒保育園」を3歳児以降の受け皿等の役割を担う施設として設定しています。

※2 こどもヶ丘保育園学芸大学園は新規入園を受け付けておりません。

※3 モニカ緑が丘園Aは「モニカ都立大園」を3歳児以降の受け皿等の役割を担う連携施設として設定していますが、モニカ緑が丘園Bは2歳児クラスで卒園となり、3歳児以降の連携施設はございません。

◆1 施設名称が令和4年4月1日より「学栄ナーサリー日黒青葉台」「学栄ナーサリー八雲」から変更となりました。

◆2 施設名称が令和5年4月1日より「ビーフェア目黒保育園」「ビーフェア中町保育園」から変更となります。

(注) 保育年齢別定員は令和4年10月における令和5年4月の予定の定員です。定員は今後変更する場合があります。最新の情報は区のホームページをご確認ください。

② 保育短時間認定対象施設

名称	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢	定員				開所時間 (保育時間については各園による)	地図番号	
				0	1	2	計			
コピースマイルキッズかみめぐろ	上目黒5-26-6	6452-3781 ※	57日目～				9	9	午前8時00分～午後6時00分	14

※コピースマイルキッズかみめぐろへの問い合わせは、コピーブリス쿨かみめぐろで受け付けます。

4 事業所内保育施設（地域型保育事業）

子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の1つである事業所内保育施設は、会社等が設置する保育施設です。従業員のお子様（従業員枠）と地域のお子様（地域枠）を一緒に保育する施設です。目黒区の定めた認可基準を満たし、地域枠が設けられています。目黒区における利用調整対象は、地域枠（0歳児クラスから2歳児クラスまで）のみとなります。従業員枠については、設置者へお問い合わせください。

名称	設置者	電話番号
Jキッズピース三宿保育園	防衛省共済組合 中央病院支部	3411-0151 (内線6134)
優っこり保育園	社会福祉法人 奉優会	5734-1664

（1）開所時間

53ページの「(7) 事業所内保育施設一覧」をご参照ください。

（2）保育時間

①通常保育

保育時間は、開所時間の範囲内で、保護者の勤務時間と通勤時間等を考慮して各施設と相談の上、契約してください。

②延長保育

直接園にお問い合わせください。

（3）休所日

土曜日（優っこり保育園のみ）、日曜日、祝日
年末年始（12月29日から1月3日）

（4）保育料

59ページ「保育料（利用者負担額）」をご参照ください。

（5）見学や施設の詳細について

直接園にお問い合わせください。

(6) 保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

転出日の属する月中はご利用いただけますが、翌月以降は利用できません。

(7) 事業所内保育施設一覧

別紙の「施設案内図」と併せてご覧ください。

名称	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢		定員							開所時間 (延長保育含む) (保育時間については各園による)	地図番号
					0	1	2	3	4	5	計		
Jキッズピース三宿保育園	東山2-26	6452-2680	57日目～	地域枠	4	5	6	-	-	-	15	午前7時00分～ 午後8時00分	☆
				従業員枠	4	3	5	11	11	11	45		
				計	8	8	11	11	11	11	60		
優っくり保育園	中央町2-32-23 特別養護老人ホーム目黒中央の家 3階	5734-1664	57日目～	地域枠	2	3	3	-	-	-	8	午前7時15分～ 午後7時15分	★
				従業員枠	1	1	1	-	-	-	3		
				計	3	4	4	-	-	-	11		

(注) 定員は令和4年10月における令和5年4月の予定の定員です。
定員は今後変更する場合があります。最新の情報は区のホームページをご確認ください。

5 家庭福祉員（保育ママ）

家庭福祉員は、0歳児クラスから2歳児クラスまでの少人数（定員3人）のお子様を家庭福祉員の自宅等家庭的な環境の中でお預かりします。

保育短時間の認定を受けている方のみお申込みできます。

（1）開所時間

午前9時00分から午後5時00分

（2）保育時間

①通常保育

午前9時00分から午後5時00分までの8時間

（日ごとに契約時間を変更することはできません。）

②延長保育

お子様の送迎が契約時間よりも前後した場合、契約時間を超えた時間分は時間外保育となり、時間外保育料が別途かかります。土曜保育と時間外保育については、家庭福祉員とご相談ください。

（3）休所日

日曜・祝日、年末年始休暇、年次休暇（年15日）、夏季休暇（7月1日から9月16日までの間で5日）、慶弔休暇、家庭福祉員の研修日（年3日）

なお、家庭福祉員が休暇等を取得する際は、保護者にお子様の保育を対応していただくこととなりますので、ご協力をお願いします。

（4）保育料

61ページ「家庭福祉員（保育ママ）」をご参照ください。

（5）見学や施設の詳細について

目黒区を通じ行っていただきます。保育施設利用係までお問い合わせください。

（6）保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

転出日の属する月中はご利用いただけますが、翌月以降は利用できません。

(7) 注意事項

お子様の食事、おやつ等は持参してください。

(8) 家庭福祉員（保育ママ）一覧

氏名	所在地	最寄り交通機関	入園可能 最小月齢	定員	地図番号
柏井	駒場1丁目	渋谷駅から東急バス『松見坂下』下車徒歩約2分	6か月～	3	ア
川端	上目黒4丁目	東横線『祐天寺駅』下車徒歩7分・東急バス『三宿病院前』徒歩5分	〃	3	イ
横山	目黒本町4丁目	学芸大学駅から東急バス『月光原』下車徒歩約1分	〃	3	ウ
東條	原町1丁目	目黒線『西小山駅』下車徒歩約3分	〃	3	エ
丹菊	鷹番3丁目	東横線『学芸大学駅』下車徒歩約3分	〃	3	オ
山本	東が丘1丁目	用賀・恵比寿間東急バス『東根小学校』下車徒歩約4分	〃	3	カ

6 幼稚園型認定こども園

3歳児クラス（年少組）から5歳児クラス（年長組）までの子どもの発達に
応じた教育と保育を実施する施設です。幼稚園教育要領に基づき、幼児期にふ
さわしい遊びや生活を通して、「生きる力」の基礎を育てる幼児教育を推進し
ています。

なお、保育園と比べ、保護者に参加していただく行事が多くあります。詳細
は各園にお問い合わせください。

保育短時間の認定を受けている方は中時間保育のみ、保育標準時間の認定
を受けている方は長時間保育のみお申込みできます。

幼稚園教育のみ（午前8時50分から午後2時まで）をご希望の方は、学校
運営課学事係へお問い合わせください（TEL03-5722-9304）。

（1）開所時間

午前7時30分から午後6時30分

（2）保育時間

①通常保育

58ページ「(9) 幼稚園型認定こども園一覧」をご参照ください。

②延長保育

午後6時30分以降の延長保育は実施していません。

（3）休所日

日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

（4）保育料

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料はかかりません。

※別途、教材費等の費用がかかります。

（5）見学や施設の詳細について

直接各園にお問い合わせください。

(6) 保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

転出した年度末まではご利用いただけますが、翌年度以降は利用することができません。

保育施設入所後に区外へ転出された場合、「区域外通園等承認申請書」（目黒区様式）を学校運営課学事係へ提出し、転出した月中に必ず転出先の自治体で転入手続きと同時に「保育所の継続利用」のお申込みを行ってください。

なお、申請にあたり不明な点等がある場合は、学校運営課学事係へお問い合わせください（TEL03-5722-9304）。

(7) 一日の流れ

①月曜日から金曜日

	7:30 (長)登園	8:30 (中)登園	8:50 (短)登園	12:00 昼食	14:00 (短)降園	15:00 おやつ	16:30 (中)降園	18:30 (長)降園
中時間保育		保育	幼稚園教育（短時間保育）			保育		
長時間保育	保育					保育		

②土曜日・長期休業期間（春休み・夏休み・冬休み）

	7:30 (長)登園	8:30 (中)登園	12:00 昼食	15:00 おやつ	16:30 (中)降園	18:30 (長)降園
中時間保育		保育				
長時間保育	保育					

(8) 注意事項

①スクールバスはありませんので、送迎の際は必ず保護者等が付き添ってください。

②保育区分の変更を希望される際は（在園者対象）、転園のお申込みが必要となります。（利用調整の対象となります。）

③中時間保育と長時間保育の併願は可能ですが、短時間保育と中・長時間保育の併願はできません。

(9) 幼稚園型認定こども園一覧

別紙の「施設案内図」と併せてご覧ください。

名称	みどりがおか		げっこうはら	
住所	緑が丘2-7-20緑が丘文化会館別館隣接		目黒本町4-15-3 月光原小学校内	
電話	3718-6622		3716-3024	
定員	<中時間保育> 3歳児：2人 4歳児：6人 5歳児：6人	<長時間保育> 3歳児：3人 4歳児：5人 5歳児：5人	<中時間保育> 3歳児：2人 4歳児：6人 5歳児：6人	<長時間保育> 3歳児：3人 4歳児：5人 5歳児：5人
保育時間 (月～土)	中時間保育：午前8時30分から午後4時30分まで 長時間保育：午前7時30分から午後6時30分まで			
延長保育	午後6時30分以降の延長保育は実施していません			
休園日	日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）			
備考	給食・おやつの提供あり			
地図番号	A		B	

保育料（利用者負担額）

1 幼児教育・保育の無償化

国の制度改正により、令和元年10月から3歳から5歳児クラスの全ての児童及び0歳から2歳児クラスの非課税世帯の児童は、保育料が無償です。

ただし、区立保育園の延長保育を利用される方の保育料は、次項以降の算定に従い、延長保育料がかかります。私立保育園の延長保育料は、各園によります。

なお、無償となる児童についても、国・都からの給付金算定のため、保育料階層の算定は行います。

2 保育料の算定

(1) 認可保育園・地域型保育事業（小規模保育施設・事業所内保育施設等）・認定こども園の保育料

保育料は、世帯の住民税情報（区市町村民税所得割額）、保育の必要量及び児童のクラス年齢により階層を決定します。（非課税及び均等割のみの世帯も含む。）

月の初日に在籍している場合は、その月の保育料をお支払いいただきます。（保育料の日割り計算は行いません。）認可保育園は区が保育料を徴収し、地域型保育事業及び私立認定こども園は区が決定した階層区分の額を上限に、施設が保育料を設定し徴収します。また、認可保育園で延長保育を利用している場合、延長保育料をお支払いいただきます。保育料等の額は、62ページ「3 令和5年度保育料(利用者負担額)階層表」をご確認ください。

① 区市町村民税所得割額

税額控除前の区市町村民税所得割額から調整控除のみを控除した額が、保育料算定に使用する区市町村民税所得割額です。調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除）は適用しません。

なお、平成30年1月1日以降に指定都市（横浜市、川崎市等）から転入した世帯の区市町村民税所得割額は、税源移譲により変更される前の税率により算定します。

② 対象となる算定年度

保育料の算定は4月と9月に、区市町村民税所得割額を根拠にして階層を決定し、保護者に通知します。

保育料納付月	算定根拠となる区市町村民税の年度
令和5年4月～令和5年8月分	令和4年度の区市町村民税額
令和5年9月～令和6年3月分	令和5年度の区市町村民税額

③ 認可保育園等の保育料の負担軽減制度

0歳から2歳児クラスのお子さんで、以下に該当する場合は、保育料の負担が軽減されます。

軽減内容	対象世帯	対象階層	対象児童	軽減後の保育料
多子世帯の負担軽減	生計を同一にしているお子さん（年齢制限なし）が2人以上いる場合	C1階層～D25階層	第2子	半額（※2）
			第3子以降	無料
要保護世帯の負担軽減	ひとり親世帯等（※1）	C1階層～D3階層 ※世帯の区市町村民税所得割額 77,101円未満	第1子	半額（※2）
			第2子	無料

※1 「ひとり親世帯等」は、ひとり親世帯、身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳1～4度を所持する方がいる世帯のことを言います。

※2 表中の保育料半額とは、62ページ「3 令和5年度保育料（利用者負担額）階層表」の（ ）内の金額になります。

上記の負担軽減に該当する世帯で、同一世帯内に障害児（者）がいる、世帯外に生計を一にする子どもがいる場合は、「保育料負担軽減申告書」の提出が必要です。詳細は保育課保育施設運営係へお問い合わせください。

④注意事項

世帯の区市町村民税所得割額の確認ができない場合は、最高階層（D25階層）保育料となりますので、ご注意ください。

ア 住民税未申告の場合

速やかに住民税申告手続きをしていただくようお願いします。

イ 1月1日現在、目黒区に住民票がない場合

個人番号（マイナンバー）確認書等をご提出ください。

※海外収入のある方や大使館職員等は、年間の収入額から保育料の算定を行います。必要書類については、12ページ「③海外に居住していた等、国内で住民税の課税権がなかった方」をご参照ください。（一部海外収入がある方も、当該収入についてご申告ください。）

（2）家庭福祉員（保育ママ）

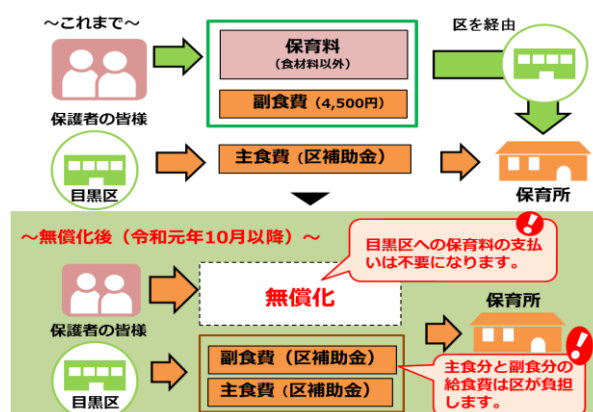
保育料は所得に関わらず一律月額25,000円で、事業者へ支払います。時間外保育料は30分につき400円です。ただし、1か月分を合算し30分に満たない場合は、切り上げた時間数になります。

月の初日に在籍している場合は、その月の保育料をお支払いいただきます（保育料の日割り計算は行いません）。

3歳児から5歳児クラスの給食費補助について

国により、幼児教育・保育の無償化以降の給食費は原則実費負担とされましたが、目黒区は子どもたちの食育の推進と、子育て世代の負担軽減のため、区の補助で食材費の全額を賄っています。

（0歳から2歳児クラスの食材料費は、保育料に含まれています。）



※区外保育所をご利用の方は、自治体により取り扱いが異なりますので、お問い合わせください。

3 令和5年度保育料（利用者負担額）階層表

定義 (世帯の区市町村民税均等割・所得割)		階層	保育料(月額)		公立延長保育料(月額) ※保育標準時間利用者のみ		
			保育標準時間	保育短時間	0~2歳児	3歳児	4歳以上児
			0~2歳児				
生活保護法による被保護世帯等及び里親世帯等		A	0	0	0	0	0
区市町村民税非課税		B	0	0	0	0	0
区市町村民税均等割のみ		C1	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	600	600	600
区市町村民税所得割	30,000円未満	C2	2,500 (1,250)	2,500 (1,250)	600	600	600
〃	30,000円以上 45,000円未満	C3	3,200 (1,600)	3,200 (1,600)	600	600	600
〃	45,000円以上 60,000円未満	D1	7,100 (3,550)	7,000 (3,500)	900	900	900
〃	60,000円以上 75,000円未満	D2	8,800 (4,400)	8,700 (4,350)	900	900	900
〃	75,000円以上 90,000円未満	D3	9,900 (4,950)	9,800 (4,900)	900	900	900
〃	90,000円以上 125,000円未満	D4	16,500 (8,250)	16,300 (8,150)	1,600	1,300	1,300
〃	125,000円以上 160,000円未満	D5	20,600 (10,300)	20,300 (10,150)	2,000	1,300	1,300
〃	160,000円以上 195,000円未満	D6	23,100 (11,550)	22,800 (11,400)	2,200	1,400	1,300
〃	195,000円以上 220,000円未満	D7	25,900 (12,950)	25,500 (12,750)	2,600	1,800	1,700
〃	220,000円以上 245,000円未満	D8	28,300 (14,150)	27,900 (13,950)	2,800	1,900	1,900
〃	245,000円以上 270,000円未満	D9	31,000 (15,500)	30,500 (15,250)	3,100	2,000	2,000
〃	270,000円以上 295,000円未満	D10	33,400 (16,700)	32,900 (16,450)	3,300	2,200	2,000
〃	295,000円以上 320,000円未満	D11	36,100 (18,050)	35,500 (17,750)	3,600	2,400	2,100
〃	320,000円以上 345,000円未満	D12	38,700 (19,350)	38,100 (19,050)	3,800	2,600	2,200
〃	345,000円以上 360,000円未満	D13	41,400 (20,700)	40,700 (20,350)	4,100	2,800	2,300
〃	360,000円以上 375,000円未満	D14	43,900 (21,950)	43,200 (21,600)	4,300	2,900	2,400
〃	375,000円以上 390,000円未満	D15	46,400 (23,200)	45,700 (22,850)	4,600	3,000	2,400
〃	390,000円以上 405,000円未満	D16	48,000 (24,000)	47,200 (23,600)	4,800	3,000	2,400
〃	405,000円以上 420,000円未満	D17	50,000 (25,000)	49,200 (24,600)	5,000	3,100	2,500
〃	420,000円以上 470,000円未満	D18	55,200 (27,600)	54,300 (27,150)	5,500	3,100	2,500
〃	470,000円以上 520,000円未満	D19	62,100 (31,050)	61,100 (30,550)	6,100	3,200	2,600
〃	520,000円以上 570,000円未満	D20	69,400 (34,700)	68,300 (34,150)	6,900	3,200	2,600
〃	570,000円以上 735,000円未満	D21	75,700 (37,850)	74,500 (37,250)	7,500	3,200	2,600
〃	735,000円以上 900,000円未満	D22	77,700 (38,850)	76,400 (38,200)	7,700	3,300	2,700
〃	900,000円以上 1,100,000円未満	D23	79,000 (39,500)	77,700 (38,850)	7,800	3,300	2,700
〃	1,100,000円以上 1,300,000円未満	D24	80,400 (40,200)	79,100 (39,550)	8,000	3,400	2,800
〃	1,300,000円以上	D25	81,600 (40,800)	80,300 (40,150)	8,100	3,500	2,800

- （ ）内は原則第2子保育料、第3子以降は保育料0円（ただし、延長料金等は別途負担あり）。
※詳細は60ページ「③認可保育園等の保育料の負担軽減制度」をご参照ください。
- 延長保育料は区立保育園の午後6時15分から7時15分までの保育料です。午後7時15分から8時15分までの延長利用は、別途延長保育料（1回につき600円）が発生します。ただし、区立保育園（保育短時間利用）及び認定こども園（長時間保育）の延長保育はありません。それ以外の私立保育園及び地域型保育の延長保育料は各施設・事業所にお問い合わせください。
- 私立認可保育園・地域型保育施設は施設によって【保育短時間】の利用可能時間が異なります。利用可能時間を超える保育園の利用については、上記利用者負担額とは別に延長保育料が発生します。ご希望の場合は、利用可能時間を施設にご確認ください。
- 保育料は改定される場合がありますので、ご了承ください。

4 納付

(1) 納付方法

保育料は原則として口座振替によるお支払いとなり、当月保育料は月末（月末が土日祝日に当たるときは直後の金融機関営業日）に引き落としとなります。内定通知に「目黒区保育料口座振替（自動払込）依頼書」を同封しますので、預貯金口座のある金融機関で手続きをお願いします。口座振替が開始されるまでの保育料は、納付書により金融機関（ゆうちょ銀行・銀行等）窓口でお支払いください。

	認可保育園	家庭福祉員・小規模・事業所内等
支払方法	原則として口座振替	各施設にお問い合わせください。
納付時期	毎月末（金融機関休業日の場合は翌営業日）	各施設にお問い合わせください。

※認可保育園に在園中の兄弟姉妹が口座振替をご利用の場合は、改めて手続きの必要はありません。また、兄弟姉妹で別々の口座を利用することはできません。

※私立認可保育園をご利用の場合、上記の口座振替とは別に、延長保育料等を園で徴収するための口座振替手続きが必要な場合があります。

(2) 保育料を滞納した場合（卒園児の保育料を滞納している場合を含む。）

①残高不足等で引き落としができなかった場合

保育課から督促状を送付しますので、納付期限までに金融機関の窓口でお支払いください。

②保育料が未払いの場合

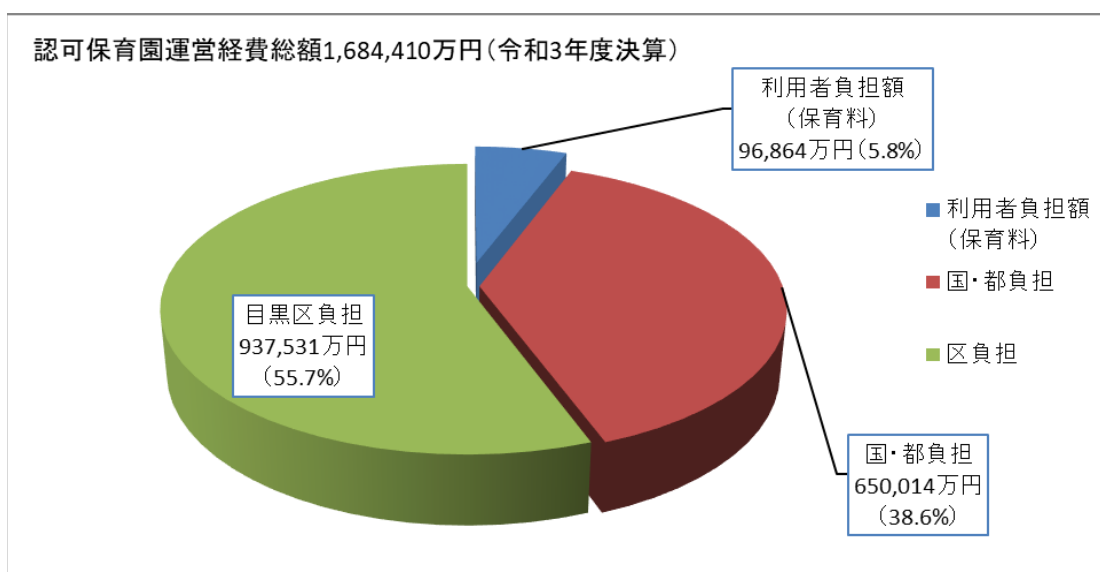
当該児童及び兄弟姉妹のお子さんの保育園利用申込み（転園含む）の際、優先順位で不利になります。

※子ども・子育て支援法の規定に基づき、地方税法の例により財産差押え等の処分の対象となる場合があります。期限内の納付にご協力をお願いします。

5 保育園の運営にかかる経費と保育料について

保育園の運営にかかる経費は、保護者の皆様に負担していただいている保育料と国・東京都・目黒区が負担する費用（税）で運営されています。

目黒区では、国の定めた基準よりも多額の経費を上乗せし、保育内容の充実や多様な保育サービスの提供に努めております。また、目黒区では保育料を国が定める基準より低額に設定し、保護者負担の大幅な軽減を図っています。



区立保育園児一人あたりの保育に要する経費（令和3年度）は下表のとおりです。（単位：円）

公立	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上
児童1人月計	¥505,480	¥331,643	¥288,367	¥135,631	¥116,064
国が定める保育料	¥104,000	¥104,000	¥104,000	¥0	¥0
目黒区の保育料最高額	¥81,600	¥81,600	¥81,600	¥0	¥0

＜保育料・運営費に関するお問い合わせ＞
 子育て支援部保育課保育施設運営係
 電話番号：03-5722-8722

よくあるご質問

(Q1) 窓口で相談や申し込みをする際、予約は必要ですか？

(A1) 不要です。

総合庁舎2階保育課へ、直接お越してください。

平日の8時30分から17時までとなります。(12時から13時は昼休みのため、対応できる職員の数が少なくなりますのでご了承ください。)

(Q2) 支給認定証は申請から何日くらいで届きますか？

(A2) 申請から30日以内に郵送します。

申請から30日以内に支給認定証を郵送致します。発行された支給認定証は保育施設に関する手続き等で必要になりますので、大切に保管してください。

(Q3) 保育の利用申込書2ページ目の家庭状況書には、保護者の過去の就労をどこまで遡って記入すればよいですか。

(A3) 申込児童の出生以降、転職等をしている場合にはご記入ください。

受託認定日や就労実績不足の判定に関わりますので、申し込みされるお子様の出生日以降に転職等している場合には、お子様の出生日まで遡って就労状況をご記入ください。なお、必要に応じて過去の就労先に問い合わせをする可能性がありますのでご了承ください。

(Q4) 育児休業中で入所申し込みをしましたが、復職せずに退職します。保育所の内定はどうなりますか。

(A4) 内定取り消しとなります。

育児休業中のかたは、育児休業を取得している会社等に育児休業前と同条件（育児短縮勤務を除く）で復職することを前提に、育児休業前の就労状況に応じた指数をつけて選考しています。復職できない場合には内定取り消しとなります。

(Q5) 入所申し込みをした後、入所日までに退職します。保育所の内定はどうなりますか。（育児休業中ではない。）

(A5) 原則として、内定取り消しとなります。

申し込み時点と入所日時点で、状況に変更が無いことを前提に選考しています。申し込み時点と入所日時点で就労状況が変更となる場合には、原則として内定取り消しとなります。

ただし、就労日数・就労時間を全く変えずに、求職期間をはさむことなく転職する場合には、状況に変更が無いものとみなし、内定取り消しとはなりません。転職する（可能性がある）場合には速やかに申し出ていただき、転職後の就労証明書をご提出ください。（育児休業中で申し込んだ場合には、必ず元の会社等に復職が必要です。）

(Q6) 入所後に、入所児童の育児休業を取得することはできますか？

(A6) できません。

育児休業は保護者が児童の育児にあたるための休業ですので、育児休業を取得しながら認可保育園に預けることは出来ません。

入所後に新たにお子様が発生し、育児休業を取得する場合には、出生したお子様が1歳に達する年度の翌年度の4月末まで、育児休業を取得しながら上の子を預けることが出来ます。

その他の保育施設等

1 区内定期利用保育事業

目黒区では、パートタイム勤務等多様な働き方に応じた保育需要への対応策として、定期利用保育事業を実施します。定期利用保育は、保育が必要な児童を一定程度継続的（2か月以上）に保育する事業です。利用できる期間は単年度となります。

（1）利用対象者（利用のお申し込みができる方）

次の①～③の要件を全て満たす児童が利用できます。

- ① 区内居住者で、集団保育が可能である
- ② 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条による施設型給付・地域型保育給付に係る認定を受けている
- ③ 認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、家庭福祉員及び認証保育所の利用者でない（利用内定を受けた場合はお申し込みできません。）

（2）施設

実施施設の詳細は、目黒区のホームページをご覧ください。

（トップページ⇒子育て・教育⇒子育て⇒子育て支援⇒子どもを預ける⇒定期利用保育⇒令和5年度の定期利用保育）

区立鷹番保育園（空きスペース活用）

民営化のため令和5年度末で閉園する区立鷹番保育園で、新規の園児募集を行わないことに伴い、空いた保育室を活用して新たな定期利用保育事業を行っています。

区立鷹番保育園	
所在地	鷹番2-16-15
施設	区立保育所・空きスペース活用
実施者	目黒区
問合せ先	03-5722-9866
保育日	月曜日～土曜日
保育時間	午前7時15分～午後6時15分
料金 (月額) (給食代含)	①22,000円 短時間利用(利用時間が4時間以内の場合)
	②44,000円 基本利用(利用時間が4時間を超え8時間以内の場合)
	③60,500円 長時間利用(利用時間が8時間を超え11時間以内の場合)
延長保育	なし
定員	計 22名 (1歳児:10名、2歳児:12名)
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・定員を超えるお申込みがあった場合は、抽選となります。 ・保育計画課にお申込みください。 ・詳細は、保育計画課(03-5722-9866)へお問い合わせください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・利用月の初日から利用開始となります。 ・利用期間は単年度となります。

2 東京都認証保育所

認証保育所は、東京都が独自に基準を定めて設置・運営されている認可外保育施設です。保護者と保育施設が直接契約を結びますので、入所や詳細については各施設へお問い合わせください。

(1) 目黒区内の東京都認証保育所

認証保育所名	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢	保育年齢別定員						
				0	1	2	3	4	5	計
東大駒場地区保育所	駒場3-8-1	3465-3680	産休明け～	4	7	9	8	12	40	
エデュケアセンター・めぐろ	東山3-10-7	3712-8550	57日目～	6	12	12	15	10	55	
アンジェリカ保育園中目黒園	上目黒2-44-23	3794-0673	〃	5	8	8	7	12	40	
ニコニコ保育園	中町1-39-7 (1・2F)	3710-3642	43日目～	10	11	11	—	—	—	32
共同保育所コロちゃんの家	目黒本町3-12-15	3713-1642	43日目～	9	10	10	—	—	—	29
モンテッソーリ学芸大学こどもの家	鷹番2-2-10-101	3793-7602	5か月～	8	9	17	—	—	—	34
たけのこ保育園	自由が丘1-3-17	3717-2936	57日目～	6	6	7	7	12	38	
ゆらりん自由が丘保育園	自由が丘1-25-20 (2F)	5731-1488	〃	3	10	10	9	8	40	
マグハウス	中根2-11-4 (1F)	5731-9985	〃	7	7	7	5	8	34	

※定員数等は変動する可能性があります。詳細は各園にお問い合わせください。

(2) 区外の認証保育所やその他都内の認可外保育施設

東京都福祉局ホームページをご覧ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

(児童相談所設置区に所在する認可外保育施設に関しては、各区のホームページをご覧ください。)

お問い合わせ先一覧

内容	担当	電話 (直通)
保育施設利用の申込み全般	保育課 保育施設利用係 (本館2階)	5722- 9868
認可外保育施設等の保育料助成		
緊急一時保育		
一時保育	保育課 保育係 (本館2階)	5722- 9865
病後児保育		
保育料(利用者負担額)	保育課 保育施設運営係 (本館2階)	5722- 8722
民営化	保育計画課 (本館6階)	5722- 9429 5722- 9866
新規開設予定園		
区内定期利用保育事業		
区立幼稚園・認定こども園(教育のみ)	学校運営課 学事係 (本館5階)	5722- 9304
私立幼稚園	子育て支援課 子育て支援係 (本館2階)	5722- 9892
子どものための諸手当	子育て支援課 手当・医療係 (本館2階)	5722- 9864
子どもの医療費助成		
ほ・ねっと ひろば	子育て支援課 利用者支援係 (別館2階)	5722- 9596
ファミリー・サポート・センター	目黒区社会福祉協議会 ファミリーサ ポートセンター (別館3階)	3714- 9047
育児支援サービス (目黒区シルバー人材センター)	目黒区シルバー人材センター 目黒本 町分室(南部地区センター)	5721- 2593